

平成 27 年第 1 回
笠置町議会定例会会議録
(第 3 号)

平成 27 年 3 月 25 日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成27年3月25日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成27年3月25日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成27年3月25日 15時53分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 事	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	5 番	瀧 口 一 弥		6 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成27年第1回笠置町議会会議録

平成27年3月10日～平成27年3月25日 会期16日間

議 事 日 程 (第3号)

平成27年3月25日 午前9時30分開議

- 第1 議案第24号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第2 一般質問
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第24号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議案第24号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、いこいの館の入泉料、ゲートボール場、室料等の適用日が異なっております。施行期日の附則を改正するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） おはようございます。

それでは、議案第24号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして御説明を申し上げます。

笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例（平成9年3月31日条例第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求める。平成27年3月18日提出、笠置町長、松本勇。

次のページをお願いいたします。

笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例の別表で規定されています料金につきまして、入泉料、それとゲートボール場、室料がそれぞれに適用日が異なっており、附則（平成25年条例第22号）「この条例は、公布の日から施行する。」の次に「ただし、入泉料は平成16年10月1日から、ゲートボール場は平成19年4月1日から、室料は平成22年9月16日から適用する。」を加えるものでございます。

これまで、料金改正を行った時点におきまして、条例改正をするべきところではございますが、これまでできていなかったということで今回整理をし、改正させていただきたく提案

させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第24号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第24号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許されません。

3番議員、大倉博君の発言を許します。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私は、4点ほど出していましたが、一応順番があるかどうか分かりませんが、一応地方創生から入らせていただきます。

地方版の総合戦略の作成に向け、4月からいよいよ小規模な地方自治体の地域活性化の取り組みを後押しするため、国家公務員、大学の研究者、民間シンクタンクの研究者らが各自自治体に派遣されますが、きょうも新聞載っていましたが、町長、全国で何市町村で、こういったところに派遣されるか御存じですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 大倉議員の質問は、「町長知っているか」というような質問が非常に多いようでございます。私は国の人間でもございませぬし、地方に何人派遣されるのか、そういったことは存じておりませぬ。申しわけございませぬが、答えようがございませぬ。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

新聞報道とかネットでも今度見てください。幾らでも書いています。69市町村で約2年間の予定で派遣されます。これは、例えば長野県の川上村、岡山県の和気町とか、北海道のニセコとかいろいろあります。この出向については、人件費はどちらに、何か一応派遣ですから国から出るかも、町から出すかわかりませんが、派遣ですから、国からもしあれば人件費等なんかが町では要らないということなんですね、派遣ですから。まあ、それはわかりませんよ。もしそういう派遣の仕方でしたら、要らないということなんですけれども。

きょうの新聞にも、産経新聞でしたか、地方創生人材支援制度を活用、参与に大和総研の方、京都府で初めて綾部市の方が新聞に載っていました。京都内で初めてだそうなんですけれども、市長は民間の発想を地方創生に生かしたいと言って受け入れられたわけなんです。この方は参与、笠置町の条例も、この前、参与できましたけれども、綾部市でもこれ参与で大和総研から来られるということがきょうの新聞に載っていました。

今後、町長、こういった国の新制度を受け入れる考え方がありますか。どうぞ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 国あるいは府、民間からの派遣になるのか、出向になるのか、そのところはわかりませんが、以前からもそういった話がありますし、他の近隣の市町村も京都府からの人事の交流は行っておられるようであります。しかし、私どものような非常にこう規模の小さい市町村では、そういった交流がなかなか難しいというのも現実の姿であります。現実、相楽東部広域連合でも、京都府からの職員の派遣を行っております。そういった職員の給与等については、受けた自治体がそれぞれ持つということになっております。私どもやはり人事の交流を図りながら、職員の資質を高めていくという大きなそういった目的もあるわけですが、今のところ行われていない、またこれからもちょっと無理ではないかなという思いがあります。

しかし、いろんな研修の場へ職員を派遣していくという、職員の資質を高めていくという面で、我々、ことしから早稲田大学等との連携を深めて、職員の資質を高めていくという、そういった事業に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

ちょうど今、ちょっと早稲田大学と初めて出たんで、どういったことか教えていただけますか。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問にお答えします。

まず、職員の資質の向上を図るということで、先ほど来、町長が申し上げていますとおり、それぞれの研修のほうに京都府の行っておる振興協会等には職員を派遣しております。

今回、新たな部分としまして、早稲田大学のマネジメントという部分で、年に7回ぐらいの職員の研修を勉強しに行くということで、京都市内のほうで3回から5回、ちょっと回数は覚えていないんですけども、3回から5回ぐらい1日かかって勉強しに行って、あと夏に合宿で東京のほうに1回行くと。そういう部分でございます。現在のところ職員のほうに、まずは希望を募った中で職員の方から参加したいという申し入れがあるのを考えておりました、あくまで定員は笠置町の場合2名から3名を予定しております。この分につきましては、近隣でいえば和東町なり、また京都府の北部のほうからでも行っておられますので、先ほど町長が申し上げた目的で、今回予算計上を30万させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 3番、大倉君。

3番（大倉 博君） 大倉です。

先日も同志社大学の方が来られて、全員参加というか笠置町の職員の方で、仕事終わってから6時から産業会館でありましたけれども、私たち議員も聞かせていただきました。

「『まち・ひと・しごと創生』に取り組む町村の覚悟と企画・実行力」、職員の皆さん方ほとんど全員来られてお聞きになったと思います。こういった関係というか、職員全体の研修というのは、年に何回かあるんですか、年に1回でも。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま大倉議員の質問でございます。

職員の研修は、いろんな分野に多岐にわたって行っております。そのような行財政部分でかかわることにつきましては、年1回ぐらいを計画はしております。ただ、今までは3町村での連合での取り組みもあったように思っております。ただ、計画は1回ですけども、流れる場合はあります。それ以外で言えば、御承知のとおり、人権にかかわる職員の研修も年に数回行っております。先ほど申し上げましたとおり、それ以外でも京都府の部にかかわるところについては、できる限り参加させていただいていると、そのような状況でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先日、地方版総合戦略という自治体が、これは27年度中に石破大臣の所感にもありましたけれども、遅くとも27年度中に求められるとあります。策定に当たっては、いろいろ成果目標や客観的な評価指標が重要であると、石破大臣の所感に書かれております。

早速、全国で一番早く京丹後市が、この総合戦略をまとめたということが新聞報道されておりました。その中には、地場産業振興と人口の流入、観光と子育ての4つの重点を施策とされております。そして、ネットを見てみますと、27年の予算はやはり新規にとか、そういったものについても、また見てもらえたらわかりますけれども、ネットで公表されて、どういったことに新規にするとか、継続するとか、いろんなことが新しい事業がやはり大分、この京丹後市を見ていたらネットで公表されています。これは、ネットでコピーしたやつなんですけれども。

だから、そういったように笠置町も早く、27年度の予算を見ていましたら、この前言いましたように、26年度のコピーと、ちょっと言い方悪いですけども、言いましたけれども、できるだけ早くこういったことに取り組んでいただきたいんですけども、そういう地方版総合戦略はいつごろ策定される予定なんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 地方創生の計画につきましては、5カ年計画になってこようかと思えます。平成27年度中にその総合計画を立てていきなさいという国からの指示でございます。そういったほうは、27年度中に我々も笠置町の実態等つかまえながら、行政それから住民と一体になってまとめていきたいなと考えております。そういった中に、議会代表の方も加わっていただけると思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 我々議会も、この石破大臣のところにも議会も云々ということを書いております。だから、我々もこの2月から早速、総合常任委員会の中で地方創生版どうするかということを経験、総合委員会でやっております。だから、今後また3月はちょっと議会あるんで、4月、5月とか、できたら我々も、皆さんに言っておるんですけども、11月にまとめられたらいいなと言っておるんですけども。その中で、議会代表で確かに1人はそういう地域の中に入って議会代表で行っておられるかも、我々議員の中でも一応そういう戦略を立てるために今、議論をいろんなことをやろうとしております。

そして、この前の同志社大学の教授の方、今川先生ですかね、ちょっとここで紹介というか。5の人口減少対策で、やねだんという話をちょっとおっしゃっていたです。私はたまた

まテレビ見ていて、ネットでも今、見ればよくわかるんですけども、このやねだんというのは、銀行におられた方が地方の公民館でそういう地方創生というか、地方のあり方という研修をやって、全国の自治体からの方も研修に来られておる。これ、年2回やっておられるんですけども。今おっしゃったように早稲田大学の話もいいんですけども、これは2泊3日、5万5,000円、宿泊費も入れて。恐らく旅費とか入れたら10万ぐらい要るかもわかりません。もし、町の職員からもこのやねだんに行って、これは鹿児島島の串良町の柳谷集落というところなんですけれども、これを一応やねだんと言っておるんですけども、ここ大体300人前後の集落なんです。もし、これテレビ見ていると、最後の日なんかはほんまに地方自治体の方は泣いて帰られたというのをテレビでたまたま放送されたのを見ていました。ぜひともこういうやねだんへ行って、他の地方自治体の方と一緒に学ばれるのも一つの方法だと思うんです。

この中に、基本的にこの方は民間、銀行におられた方なんで、やはり自主財源を稼ぐ、補助金頼りでは感動とか知恵、アイデアが生まれないと。そうすると、地域とか人の成長ができないとおっしゃるんですよ。補助金頼りではだめなんだと。だから、ここはいろいろ芋とか焼酎をつくったり、それからお年寄りの方が多いんで作物は何をつくるかというと、カラシというかトウガラシなんです。これはお年寄りの方でも軽くて、それで無農薬でやって、今、韓国へ、韓国は今キムチに50%ぐらいの生産、そのトウガラシを生産していないらしい。日本からそこに輸出しているのが多いらしいんですけども、無農薬で物すごい好まれているというかね。だから、お年寄りの仕事で軽くてそういうものをしてもらえると、新聞報道もネットでも書かれております。

だから、そういうふうに今言いましたように、補助金に頼らない、自分らは自分らの地域で守ろう。そして、この方は、たしか我々の葬式は自分らのこの会の費用で出すと、何かおっしゃってました。年に1回、たかが知れている金ですけども、ボーナスとかその賃金は出すということも報道されておりました。たまたまこの前、同志社大学の先生がおっしゃって、やねだんの話ちょっと言われるかなと思って楽しみにしといたら、ちょっと時間がなかったんでそういったことも言われなかったんです。

そして、本当に町長、こういうどんどん少子高齢化で人口が減って、恐らくもうじき1,500割だと思います。この前も笠置の小学校行かせてもうたら、卒業式4人、入学式は4人と聞いております。2月ごろに2名の方転出されて、24人と聞いております。そして、中学校の卒業式、この前28人でしたけれども、中学はその半分のことし入学式は

14人と聞いております。これは人に聞いた話なんで確認はとっていないんですけども、28人で卒業されて、来年度、27年度は14人と聞いております。こういうふうにごんごん3カ町村ともそういう少子高齢化がごんごん進んでいると思います。

こういった中で、町長、その地方創生の中で最後に、同志社大学の先生も書いておられますように、細かいこと言いません、いろんなことを書いていますけれども、最後に、腹をくくって取り組まなければならないとおっしゃっています。町長、本当にこの笠置町が存続するために、まち・ひと・しごと創生に取り組む、その本気度をお聞きしたいんですよ。この前も言いましたように、27年度の予算見たら、本当に先ほど何遍も言ったのは申しわけないけれども、26年度のコピーなんです。本当にその予算からを見ても、この本気度が私には伝わってこないんですよ、ほかの人は知りませんが。どうですか。本当にこの本気度というのをお聞かせ願いたいんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま大倉議員の御質問でございますが、やねだんだか何か、私はわかりません。しかし、おっしゃる意味は、それぞれの地域、それぞれの持つ特性を生かしながら地方創生に取り組んでいくというのが基本であるということをおっしゃっているのではないかなと私は理解しました。そういった中で、やっぱりあくまでも基本は地域が主導になって地域の実情を踏まえながら、今後の例えば笠置町のあり方を考えて行く、これが本来の地方創生のあり方ではないだろうかという感じを私は持っております。

具体的に、トウガラシどうのこうのとおっしゃいましたが、笠置町にはトウガラシはなにかわりに、すばらしい景色があり、空気があり、自然がある。そういったものの生かし方というのは、やはりこれから取り組んでいく地方創生の本来の姿ではないかな。そうでなければいけないと私は思います。基本的には、やはり先ほども申しましたように、地域、笠置町、そして笠置町の住民が一体となった中で実情を踏まえて今後の計画を立てていく、5カ年計画の創生計画を立てていく、これが本来の姿でなければならぬと私は考えます。

それから、最後に本気度ということをおっしゃいました。まち・ひと・しごと創生に取り組む本気度を言えということなんです。私は常々申しておりますとおり、笠置町は今これから生き残りをかけた、いろんな事業に取り組んでいかなければならないというのは、これからの笠置町の生き残りをかけたものなんだということを常々申しているつもりでおります。私自身、職員にも、実は先日の課長会でも言ったんですが、私は命をかけてこの地方創生というのはやり抜くんだ、そういった覚悟でいるということだけ、この場で言っておきたいと

思います。

議員の皆さん方がこれから常任委員会等で協議をいただくということでございますが、そういう協議を、これからの笠置町の地方創生のあり方にできるだけ反映できるような皆さん方のお知恵をおかりすることができればなという思いでいるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 町長、そういう総論はどうでもいいんですよ。先ほど綾部市の方の新聞載っていたように、大きな項目でもいいんですよ。どういうことをやる。先ほど言いましたように、京丹後市は地場産業振興と人口流入、観光と子育て。町長は従来から、町長になられてから観光、観光とおっしゃっていましたが、笠置町は閑古鳥鳴いていますよ。

まだまだ、この地方創生、言いたいことはあるんですけども、時間的にも、あとまたほかの方の議員さん方も地方創生、2人ほど入っておりますので地方創生は……。

もう一つ、やねだんの話、これはたまたまそういう形で、トウガラシをせえとかそんなこと言うてないんですよ。地方でこういうことがやっている、地方に合ったこと、年寄りが多いから年寄りの多い方の軽いもので付加価値が多いものを無農薬でやっておると言うてだけで、笠置でせえとか言うてません。そういった例を言うているだけで、そういうことなんです。別に笠置でトウガラシができるどうか私もわかりませんが、そんなこと言うていません。そのことだけ覚えといてください。

次に……

（「議長、ちょっとだけ発言させていただいていいですか、地方創生について」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） はい、町長。

3番（大倉 博君） いや、もうええですよ。はい、次。

議長（杉岡義信君） 町長。

3番（大倉 博君） 次。もうええです。

議長（杉岡義信君） 大倉君、ちょっと待って。町長。

3番（大倉 博君） 何も進みませんから、ええですよ。次。

議長（杉岡義信君） 大倉君、ちょっと待って。町長。

町長（松本 勇君） 大倉議員の質問の中で、これから何をやっていくんか、基本的に何を検討していくんかということをおっしゃっておられます。私一人の考えの中で、地方創生とい

うものはできるものではないんだと。だから、行政と住民とみんなの知恵を出し合いながら、これからまとめていくんだと、5カ年計画をこれから立てていくんだという答弁を何回もさせていただいているつもりであります。これからの事業なんだ、笠置町の現実を踏まえながらこれから立てていくんだと。

笠置町、閑古鳥が鳴いているということをおっしゃいましたが、だから、これからそういったことに対する取り組みを真剣に考えていくんだということは御理解をいただきたいと思います。閑古鳥を鳴く笠置町の現状、非常に私もわかっております。だから、これから26年度の地方創生の先行型事業も含めて真剣に取り組んでいくんだということを、議会の皆さん方にも、その先行型の事業の内容については御説明を申し上げているとおりであります。以上です。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） 大倉議員の質問で、京丹後市の話が幾らか出ております。京丹後市は、もう既にその戦略プラン立てたというのは、昨年来、それぞれの市の懸案事項をまとめたやつがありました。それが今回の地方創生にそのまま乗ってきたという部分で、わざわざ戦略プランを立てることもなくすんなり移行できたということでございます。これは先行的な、確かにおっしゃるとおり、京丹後市は先行をしておられます。ただ、その他の市町村については、これから戦略プランを立ててどのような事業をやっていくかということをおられますので、ほかの市町村は、それぞれこれから立てていくということだけは理解はしていただきたいと。

もう1点。予算の関係の話が出ておりました。これも18日も私も話させていただいたとおり、地方創生の予算は27年度の予算じゃなしに、26年度の補正予算で計上させていただいた。それ以降の事業費については、28年度の事業費が国から組み込まれる予定でございます。国の27年度の地方創生の予算はありません、当初予算では。補正で出てくるかもわかりませんが、その辺は知っておられるとは思いますが、ここで発言させておいていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、参事が京丹後市の話、おっしゃっていましたが、町長になられて丸7年ですね。当時は人口が笠置町、恐らくちょっとわかりませんが2,000ぐらいか、2,000弱ぐらいあったと思うんです。今1,500ですよ。ちょっとわかりませんが

2,000か2,000弱かわかりませんが、今1,500ですよ。500人も減っているんです。だから、こういった、今、参事がおっしゃったように、創生戦略というのは別に国から言われなくても、笠置町はどういった取り組みをするということをもっと早くから総戦略を立てて本当はほしかったんですよ。だから、今たまたま参事がおっしゃったように、京丹後市はそういうふうにとということをおっしゃいましたけれども、笠置町みたいなどころはもっと早くから、私はこういう国や京都府から言われなくても、そういう戦略を立てて全国で一番早く、出生ゼロとか言われないように、本当はそういう戦略を立ててほしかったです。

時間もあれなんで、次にいきます。

ふるさと納税についてなんですけれども、笠置町の13億のうち交付税が約半分を占め、これといった産業もなく、固定資産税やゴルフ場利用税に頼る中、特産品などを使ったふるさと納税はいかがですか。ことしから減税対象となる給付の上限額が住民税の1割から2割に、確定申告を不要とし寄附した自治体への申請だけで済むようになりました。

例えば、ふるさと納税の流れを簡単に言いますと、各自治体の電話やホームページ、ふるさとチョイスにもありますが、A市から二、三万円を例えば誰かがよその自治体のほうから寄附するとする。そうすると、特産品と受領証明書が届くんです。そして、確定申告が5団体以内なら不要だということなんですけれども。そうして税金の控除、これが問題なんです。3万円で所得税とか、あるいは住民の住んでいる方の世帯とか、いろいろによって違うんですけども、税金の控除が28,000円が返ってくる、3万円のうちです。負担は、実質は2,000円で、お米とかいろんな特産品がもらえるとそういう制度を、先ほど言いました住民税が1割から2割になると、そういうふうになる。

こういった、しかし今日、ふるさと納税というのは、特産品を競う納税となっている嫌いもあるんですね。26年度には、まだ26年度終わってないんですけども、笠置町の年間予算に匹敵する13億円弱を集めた長崎県の平戸市、ここは平戸牛とかですね、海産物もいろいろあります。これはカタログでやっておられます。職員1人が担当して、当時は40万ぐらいの寄附が、次の年は400万、今や、この1人の方が13億、笠置の予算と匹敵する予算を集めておられます。ただ特産品を送るんで、13億のうち、恐らく7割ぐらいしか入ってこないとは思うんですけども。ほかには、佐賀県玄海町では9億円余り、近畿では大阪府の泉佐野市が4億円。泉佐野市というのは、御存じのように、夕張のように破綻するような一時抱えておりました。それが今、大阪府の泉佐野市は4億円弱となっております。こ

としかから、隣の和東町では、お茶を送ると新聞報道もされておりました。ネットとか本屋、書店へ行けば、こういったふるさと納税のこういう本なんか、いろんなこと出ております。

そこで、笠置町も特産品を使ったふるさと納税はいかがかと思うんですけども、笠置町には特産品がないと、12月議会で向出議員の答弁に答えておりました。また、先日の議会でも、田中参事もそのようにおっしゃっておられました。キジはどうですか、特産品ではないんですか。鍋フェスタで笠置名物キジと言っておられますが、きじカレーも開発されました。旅館の宿泊券や、かさぎゴルフ場の利用、これなんかもかさぎゴルフ場を利用していたらゴルフ利用税も入ってきます。そして、いこいの館の利用券はいかがですか。

そして、笠置町でこういう特産がなければ、笠置町出身の方で活躍されている商品、例えば企業名を出して悪いんですけども月桂冠の酒、これ「かさぎや」という屋号で出しているだけであります。そのほかにも笠置で活躍、これはどうなのかわかりませんが、宇治で私の知り合いも笠置出身の方で平等院のところでお茶を販売されております。ちなみに、この月桂冠は大正時代、笠置山への新道、今の府道笠置山線、この建設のために当時7,500万円かかったんですけども、月桂冠は2,000円を寄附、神戸の方が2,000円、当時の笠置村が1,500円で、あの笠置山線ができました。また、こういった月桂冠を売れば、ふるさと納税、寄附をやっていただけるかもわかりませんが。

こういったふるさと納税のお礼の特典に、今言いました、ほかにもあるかもわかりませんが、こういったことをいかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの大倉議員のふるさと納税の件でございますが、当町も実は寄附を受けております。これはふるさと納税ではなくて、全くの善意の寄附であります。名目は納税の関係でふるさと納税で受けておりますが、そういったお返しは全く行っておりません。全く善意の御寄附という形でお受けをしております。

しかし、近隣の市町村、先ほど和東町を挙げられましたが、どこの市町村も始まったようであります。木津川市も平成26年から始めておられるようであります。そういった中で、当町もどうだろうかということで、一部幹部職員にも相談を申し上げました。しかし、その寄附という行為に対してはありがたうお受けするんですけども、その行為の裏にやはりお返しという話になってくると、特産品がある、ないだけの話ではなくて、私はやはりお返しすることが適切かどうか。しかし、大部分の自治体がそのようにやっておられるようでありますので、当町も当然に考えていく必要が今後はあるのではないかなと思います。

特産品がなければ、特産品をつくるような手段を、これから行政として考えていったらいいのではないか。これから進めてまいります荒廃農地の有効利用等の話も含めて、笠置町も全く大倉議員の話では何もしていないというような発言であります。当町は当町なりにいろんな特産品の開発、観光地でありながら土産もないというこの現実を踏まえて、我々は懸命にその努力を行っているところでありますが、やはりまだ日の目を見ていないのも事実であります。早急にそういった特産品の開発も含め、このふるさと納税を前向きに考えていきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そういうふうにならなければ、今から開発では遅いんですよ。今言いましたように簡単なんです。旅館の宿泊券とか、かきぎゴルフ場とか、いこいの館の利用券とか、それから今言いました月桂冠、名前言うのも悪いですけども、こんなものすぐにできるんですよ。きじカレーもそうなんです、キジも。すぐできるんですよ。今から特産品やって開発して、2年、3年でもできたらいいんですけども、すぐにやってください。そうでないと、今言いましたように、住民税がどんどん減って、寄附よりもそれは50万から100万ぐらいもらっています、笠置町は。それ以上に住民税が減ってくるんですよ。町民が全部そういうふうの特産品もらうために、あっちこちの自治体に米欲しい、肉欲しいとか言ってやられたら、住民税がどんどん減ってくるんですよ。そういう自治体もやはりあるんですよ。

例えば、特産品を設けてない自治体というのはたくさんあります。そのほか一番、例を出しますと、東京都の江東区では去年の12月なんです、寄附金が61万円、笠置と大体同じぐらいです。ふるさと納税の25年度控除額は、実に1,770万円ですよ。赤字なんです。こういう自治体がたくさんあるんですよ。笠置町もそういうふうにならないか。だから、特産品をつくらなければいけないと言っているんです。

ただ、今言いましたように、先ほど町長もおっしゃったように、特産品はもらうための寄附というか、純粹というのはおっしゃったけれども、確かに最近はその見直されて、ふるさと納税の使い道を全面に文化施設とか美術館建設、いわゆる特産品競争から脱却する自治体もあらわれてきております。かつては笠置町では、桜の移植に1億円もの寄附をいただきました。実際には3,000万なんですけれども。例えば、島根県では竹島のもの、広島県の神石高原町では犬の屠殺、犬の殺処分ゼロ活動で多くの金が集まっております。だから、そういう目的。例えば今回、笠置の花火予算が300万で通過しましたが、こういった花火

のために笠置で存続するためにも決めた、花火をやりますから寄附をお願いしますと、そういうネットとか、そういうこともできるんです。あるいは、これからいこいの館の大規模改修もやらなければならないと思います。そういった改修のための費用の捻出にも、特定にこういう、今、町長おっしゃったように、特産品 না なくてもできることというのはほかにもあるかもわかりませんが、花火とか、いこいの関係とかもできないことはないと思うんです。一度やってください、早急に。

次に、観光大使の任命なんですけれども、先日、木津川市出身のAKB48の横山由依さんが、京都やましろ観光大使に山田知事から宇治の平等院で就任式がありました。横山さんは、生まれ育った山城のよさを全国の皆さんに発信したいと語っておられます。

笠置町でも長年、公益社団法人京都府物産協会の京都のれん会の会員として、北は北海道から南は沖縄まで、全国の百貨店等でキジ等を販売されています。今、きょうからですか、東京新宿の伊勢丹に行っておられます。観光大使に任命され、笠置町のパンフレットや旅館の案内、先ほど言いましたふるさと納税のカタログなんかつくられて、そういったもの、そうして先日言いましたカレンダーなどをその販売の横に置いていただいてやっていただきたいと思うんですけれども、笠置の魅力を発信されたいかがと思うんです。観光大使といったかて、別にそういったことで笠置の発信なんかできると思うんですけれども、せっかく北海道から沖縄まで行ってはるんですよ。そういったカタログとか、笠置のそういうパンフレットを横に置いていただいて、それは何人持って帰っておられるかわかりませんが、ぜひとも観光大使の任命、そんな大層なものではないと思うんですけれども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 観光大使の私なりの解釈としましては、やはり笠置の地に特にゆかりのある芸能人ですとか、あるいは美人コンテストで優秀な成績をおさめられた方ですとか、特に著名人である方、またマスコットキャラクターなども含めて笠置に特に縁のある方を観光大使として活躍していただくという、報酬を払いながら活躍していただくというのが私の観光大使のイメージであります。大倉議員、今おっしゃる方、笠置とどのような縁がおありの方なのか私もわかりませんし、笠置町のわからない、笠置町の内部をわからない方に観光大使をお願いしても、それは無理というものではないかな。ただペーパー上のものだけなんですかね。

私は、その辺のところ、まず笠置町にゆかりのある方で、笠置町を理解いただいている方に観光大使というのはお願いするべきではないかなというそういう解釈を持っておりますの

で、今、大倉議員のおっしゃるお方、また私はどういうお仕事されているのか全くわかりません。わかりませんが、ほかにも私は笠置町にゆかりのある方がいらっしゃるのではないかなとは思いますが。そういった方に笠置町のPRをやっていただくというのも大いに結構なことかとも思います。そういった著名な方がありましたら、また御紹介をいただいたらありがたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そんな著名なとか、笠置のゆかりって、実際笠置でこういうものを商売して、笠置町を発信して全国に行っておられるんですよ。笠置ゆかりというか、笠置町で商売をされて、京都府ののれん会に入ってやっておられるんですよ。別に、だからその方にそんな多額の報酬なんか要らないんですよ。だからパンフレットとか置いてもらったらいんですよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 笠置町をPRするためにどなたでもいいというわけには私はまいらないのではないかな。笠置町の、先ほども言いましたように、現況を踏まえた中で、じゃ、その紹介された方が笠置町について質問を受けられたときに、何をどのようにお返しになるんですかね。私はちょっとその辺のところを理解できないところがあります。どなたでもいいというわけではないのではないかな、そんなふうに思いますので、今、観光大使というそういった事業については、私は否定するものではありませんが、その事業の中身をこれから検討していかなければならないのではないかな、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 3番、大倉君。

3番（大倉 博君） 実際に、長年、笠置町に住んで笠置町で商売やられていた方が全国に行っておられるんですよ。そのことを言っているんです。だから、あえてそんな著名人とかそうなかっても、そんな方でもいいんですよ。全国に行っておられます。

時間もあれなんで、次に行きますけれども、次、マイナンバー制度。時間が途中で切れるかもわかりませんが、簡単に。

マイナンバー制度は、ことし10月から、各家庭に12桁のマイナンバー記載されたカードが配布されると聞いております。そして来年1月からスタートするマイナンバー制度、いわゆる昔で言う国民総背番号なんですけれども、1月の世論調査で約7割の方が知らないという報道されていた。まだ始まっていないのに、医療や銀行口座にも付与する改正の議論がなさ

れている。マイナンバーとはどんなものですか、知っている範囲で。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

今、大倉議員の御質問でお答えしたいと思います。

マイナンバーはどのようなものなのかということで、初めに、マイナンバー制度につきましては、今おっしゃっていただきましたように、内閣府のほうで10月からの実施に向けて調整されているところがございますが、まだまだ不確定なところが多く、これから随時整理されていくところがございます。現在、町としましては、国から提供される情報やQAなどで制度の概要を把握しまして、内容の確認等行っているところがございます。

さて、マイナンバーについてでございますが、先ほどもおっしゃっていただきましたように、マイナンバーは住民票を持つ全ての方に1人1つずつ配布される12桁の番号でございます。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報を同一人であるということの確認を行うために活用される番号でございます。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるとされております。簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、従来の住基カード、私も作りましたけれども、11桁。これが平成14年8月に町から連絡来まして、番号をいただきました。これは国の制度で、マイナンバーもそうなんですけれども、市町村にげたを預けるというか、そういう制度なんですけれども、この住基カードとの関係は今後どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

住基カードとの関係なんでございますけれども、現在の交付されています住民基本台帳カードは、有効期限まで利用が可能です。ですが、個人番号カードの交付を受けるときは、重複所持ということができませんので、住基カードをそのときに回収することになります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 住基カードはそういうことで回収ということで11桁。今度は12桁。

住基カードの場合は、番号にもらったら変えてほしかったら変えられたんですけれども、

今回は原則はどうなんですか。変えられないんですか。変えることはできるか、マイナンバーはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

マイナンバーの番号の変更のことをございますけれども、マイナンバーにつきましては、これはもう一生使う番号ということで原則されております。ただし、不正等に使用される、そういったことが疑われる場合、そういう場合に限っては変更することも可能と。基本的には、原則一生使うものということになりますので、大切に保管していただきたいという、保管管理をしていただきたいというものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

いや、一生その番号という、これ言い方悪いけれども、例えば4242、「しにしにしに」とか、験を担ぐ人おったら、そのうまい方がなくなるのもあれで、その番号でずっと一緒にいかなきゃいけないと思うんですよ。その4番、私が前の職場では6桁になるんですけども、4の数字は全部外していました。国はどうされるかこっちは知りませんが、できたらやっぱりそういう番号を一生もらうのいがかかなと私は思うんですけども。

それで、一番怖いのは、これが今のところ分散管理で、一元管理というのは国や地方自治体とかいろんなところなんですけれども、要するに今度は分散管理。自分のものが市町村とかこういう感じなんですけれども、それが一元管理になったらもうあらゆるもの、今、医師会も反対していますけれども、レセプトとかそういったものは反対していますけれども、そういうなんかとも一元管理になれば1つの番号がさっといくわけで、そのプライバシーの保護というか、それが一番困るんですよ、セキュリティーの問題。笠置町にとってどういう考え方で、例えば端末機を人に送るとか、その人が1人使うとか、どういった形を考えておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの御質問でございます。

プライバシーの保護という観点で、笠置町ではどうするんですかということですが、基本、国がプライバシー、この制度に対しましてプライバシーの保護ということで回答しています内容でお答えさせていただきたいと思っております。

プライバシーの保護につきましては、まずは個人番号カードにつきましては、プライバシ

一性の高い情報は特に記録されておらず、カードから直接個人のデータが漏れるということはありません。また、カードの利用につきましても、暗証番号が設定されておりまして、数回間違えるとロックされてしまうというような仕組みになっております。

また、マイナンバーによる情報の集約ですけれども、先ほどもおっしゃっていただきましたように、個人情報を1カ所に集める一元管理ではなく、それぞれの担当部署で別々に管理されております分散管理ということでセキュリティーを守っていくということになります。

マイナンバーを安全・安心に御利用いただくために、制度面、システム面での両面から個人情報の保護処置を講じているところでございます。制度面では、法律の規定のあるものを除き、個人情報の収集・保管することを禁じております。特定個人情報保護委員会など第三者機関の監督・監視を行うものでございまして、違反した場合は罰則も従来よりかなり重いものになっております。システム面につきましては、さきにも申し上げましたとおり、一元管理ではなく分散管理し、行政のいうやりとりするときにつきましても、マイナンバーを直接使わずアクセスできるものも制限したり、通信をする場合、暗号化を行い、情報管理を保護する措置を講じているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） もう時間も来ましたので、最後1点だけ。住民に対する広報は、今後どのようにされるのか、その点だけ。これは先ほど言いましたように、7割の方がまだ知らないとおっしゃっているんで、町民の方もほとんどこのマイナンバーは余り知らないと思うんです。どういった住民広報をされる予定なんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 住民広報につきましては、ただいま皆さんもごらんになっていただいているかと思いますが、番号制度の広報は内閣府が中心になりまして27年10月からの通知、28年の番号利用開始に向けまして、効果的に実施するよう進められているところでございます。国では、ホームページの情報提供ですとか、3月9日から3週間にわたりまして、政府広報でテレビCMが全国114局で放送されております。またインターネットのウェブでも公開されておりますし、新聞広告が全国70紙で3月15日、16日に取り上げられております。3月下旬には各種雑誌にも掲載されるとともに、3月29日に全国各紙で新聞折り込み広告による再周知も予定されております。

町では、昨年の広報れんけい11月号に地域情報といたしまして制度の概要を掲載し、役場の庁舎内などにもポスターの掲示、窓口へのリーフレットを配置いたしまして周知に努め

ております。今後、制度の周知につきましては、広報への掲載等、3町村で調整をした上で随時検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） これで終わります。時間も来ましたので、もう終わります。

議長（杉岡義信君） 3番議員、大倉博君の一般質問を終了しました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時40分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

4番議員、西村典夫君の発言を許します。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私からは3点ほどについて、一般質問をさせていただきます。

まず、地方創生についてお聞きをします。

今、大倉議員から本気度はどうかと、そういうことを問われておりました。私も先日の質疑で、町長は27年度中、命をかけてでもやる気概を持って地方創生にかけると答弁をいただきました。お気持ちは十分伝わっておりますが、余りがちがちにやられてはすぐれた戦略もできにくいかなとも思います。どうか肩の力を抜いて取り組んでいただきたいと思います。

今回の地方創生、人口減少に歯どめをかける、東京一極集中の是正、地方に雇用を生み、出産・育児しやすい健康づくり、これらの国の戦略を勘案して参考にして自治体でも立ち上げ、国がよしと認めた事業に予算をつけていくものであります。

私はこれでいいのかなという疑問を持っております。今起きている問題は、今に限ったものではありません。1年で戦略を立ち上げ、5年間で解決するものではないと考えます。今まで国も同じようなことを何回もやられ、失敗を重ねておられます。失敗だったと反省点を挙げられている5つの要因の中に、短期的な取り組みはだめだと総括されているにもかかわらず、同じようなことをまたされようとされています。

今回の国の方針に対して、自分のところでやりますと戦略を立ち上げない自治体がございます。私は実にあっぱれと思っております。補助金に頼らないで見事に創生されている地方、たくさんございます。私は、自治力が試されていると受けとめております。こういう戦略を立ち上げるのに、たくさんの方がいろんな意見を出し合うことで自治力を高めていく、そういう思いで取り組んでいくべきと私は思っております。

戦略を立ち上げるのに、今も申されましたが、国、府、民間から職員を派遣いただき、手助けを受ける制度がございます。そういう制度を活用されるかと今お聞きされましたら、難しいと町長は答弁をされました。私は、活用してはだめだと思っております。もし要請すれば、幹部クラスで来られると聞いています。それこそ、国の戦略に勘案してのそのものになりかねません。私たちのまちの創生は自分たちでやりましょう。これを基本に据えて考えていただきたい。まず、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 地方創生につきましての話でございますが、余りがちがちにならないで肩の力を抜いて気楽にやりなさいという御指摘をいただきました。ありがたい御指導だと思えます。

しかし、私はこの地方創生というのは、何回も府なり国なりの話を聞いておりますと、やる気のある自治体とない自治体との格差は必ず出てきますよという話は聞いております。不交付団体である裕福な地方自治体だと、余裕のある物の考え方で見られるのではないかなどは思うんですが、我々のように消滅自治体のレッテルを張られた自治体が、それを気楽な物の考え方でやっていけるかという、私はそうではないだろうと。真剣に地方創生に取り組んでいかなければならない現実も、私は実感をいたしております。

そういった中で、これからの地方自治体のあり方というのは、やはり先ほど大倉議員にもお話ししましたように、笠置町は笠置町なりの地方創生のあり方があってしかるべきであろうと私は思っておりますので、そういったことを踏まえて、今後の地方創生の取り組んでいきたい、そんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は戦略、作戦に当たっては自分たちでやりましょう、そういうことを提案いたしました。笠置町においては、創生委員会を立ち上げて戦略を練っていかうとされております。創生委員の方のメンバーはどうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。西村議員の創生委員のメンバーについてお答えさせていただきます。

2月の下旬に、各団体の代表の方宛てに委員の推薦をお願いさせていただきました。今、委員として御推薦いただいている団体につきましては、笠置小学校のPTA、それから保育所保護者会、それから各地区の区長さんの中の代表の方、それから民生委員さん代表、民生

児童委員さん代表、それから商工会代表、老人クラブ代表の方、それから社会福祉協議会から代表の方、監査委員さんの代表と、あとは職員のほうで成っております。今の検討、この委員の御案内をさせていただいた中には観光協会の団体の方は入っておりませんでした、今後については、また検討させていただきたいというところになっております。

委員の推薦についても、ほぼ全団体、推薦いただいておりますので、4月以降にまた1回目の会議を開催させていただきたいと予定しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

過日、地方創生という題目で同志社大学の教授に来ていただき、町が講演会を開かれました。その中で強く言われていたのは、創生委員会のあり方です。多様な意見を酌み上げるには、無作為抽出とか公募とかされる必要がぜひあると言われておりました。今お聞きしたのは団体の代表の方が主なメンバーであります。団体の代表されておられる方は見識にもすぐれ、委員をしていただくことは適切と思いますが、プラスアルファ、教授が言われたようなやり方で委員をお願いする必要があるかと思いますが、どうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま、西村議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり一つの考え方として、無作為に住民の方を抽出するのも一つの方法かなと思います。ただ、今後に向けてはパブリックコメント、要はパブコメという部分も当然一つの視野に入れた中での対応をするならば、住民の意見も反映されるかなというぐあいには考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） たくさんの方から意見を求めること、またかかわっていただくことが創生にもつながります。また、私も意見が出せたということは、創生に私がかかわれたという自負が生まれます。このことが私は非常に大事なことだと思います。

誰もが意見を発信できる仕組み、今、パブリックコメントと言われましたけれども、これでは少し私は弱いような気がいたします。パブリックコメントは一方通行でありますので、そういう質疑のやりとりのできるそういう場も、ぜひ、私はつくられるべきだと考えております。

もう1点提案ですが、創生にかかわる課題は、産業、観光、子育て、耕作放棄地問題など多種ございます。創生会議も分野別に開催をされ、創生委員、プラスその分野に精通されて

いる方も交え議論されること、こういうこともありとありますが、検討される余地はございませんか。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま、西村議員の質問にお答えします。

一方通行という部分でございますけれども、パブリックコメントをするということについては、当然、質問していただいたお方に、意見をいただいたお方には返していきますので、それが一方通行かどうかというのは、私はあくまで創意工夫、お互いが合意を図られる一つの分野というぐあいに考えております。

もう1点、広く住民の意見を聞く場ということで、もしかしたら説明会ということの意味されているかなとは思いますが。いろんな意見について、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、1回目の会議でそれぞれの委員さんの中からそういう部分も踏まえて、我々は意見をいただいて、今後の戦略会議に持っていきたいというぐあいに思っています。

また、西村議員の意見は、また創生委員会の中でいろんな方々から意見が出るとするならば、やり方もこれは視野に入れた中で考えて行くことも可能かなとは思っております。我々が一方的に決めるんじゃないし、せっきゃく策定委員さんがおられますので、その人らの意見は反映できるかなとは思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 創生委員会の中で、分野別でも議論していこう、そういう声がございましたら、そういうスタイルでの議論もぜひ検討していただきたいと思っております。創生委員会のメンバーは固定をされず、臨機応変で進められる方法もありということで、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

今回、国全体に問題を投げかけました増田レポートによりますと、笠置町は2040年、若い女性は27人、人口変化率マイナス79.3%と推計され、南山城に次いで2番目に消滅可能都市とされていますが、自治体は法人ですから、行政、議会、町民の方がギブアップされない限り消滅はいたしません。戦略を立ち上げ、取り組んでいくことも大事ですが、消滅させない住民力、自治づくりがもっと大切であると私は考えております。

今、どういう現象が起こっているのでしょうか。大震災の後、きずなという言葉が多用され、社会や物に対する価値観が変わってきております。化学肥料をやりに、生産を高めるお金の世界から、トンボやザリガニ釣りができる命の世界を尊ぶ考えが広がりつつあります。Uターン、Iターン、Jターン現象が起きているのもそのあらわれです。こういう動きを受け入れ

るには、住民力、自治力を高める必要があります。

そのためにはまず私たちを含め、今、笠置に住んでおられる町民の方々、赤ちゃんから高齢者の方まで住みやすいまち、幸福感を感じていただく施策、まず一番に取り組んでいく必要がある、これが地方創生の出発点だと私は思っています。どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 先ほどの西村議員の質問の中に、住民をもっと巻き込んだ中で委員会を立ち上げるべきであろう、多数の人の意見を聞くべきであろうという御発言でございました。

それについては、確かにそのとおりでと思います。だから、各町内の各種団体の代表の方に出ていただきながら、住民の声をできるだけ反映していきたいというのが私たちの真意であります。そういった面から各種団体において代表を出していただきながら、各種団体でいろいろ議論いただくのも、私は一つの方法ではないかなということから、各種団体の代表者の方に出ていただいた、そういう意味であります。

それから、先ほどおっしゃいました住民力でございますが、私はやはり笠置のような特に小さな町にあっては、住民同士のきずなというんですか、町内住民の皆さん方の連携、横のつながり、こういったものは非常に大事であろうと思っております。いつか中学校の学生の作文の中にも隣近所、おじいさん、おばあさん方と親しく声を交わしあえる、これが私が一番のごちそうなんだと作文に書いてくれた生徒さんがおりました。笠置町もやはり、こういった町でありたいなど。住民同士が全てつながりのある、いわゆる先ほど西村議員のおっしゃった、きずなで結ばれ合った町民同士の姿であってほしいなど、そんな思いでいるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

ブータンが発信しました国民総幸福量の考え方が広がりつつあります。住民の方の、物は不十分でも気持ちを充実する、そういう施策であります。京都府も創生の中に心の創生を大きな柱にされているのも、こういった考えだと思います。こういったまちづくりをするための幸せリーグに加盟される自治体もふえております。

幸福度を高める幸福度指標、笠置町も調査され、施策に生かしていかれるべきではありませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 西村議員から幸せリーグということで御質問をいただいております。こ

の幸せリーグというのは、やはりお金だけではなくて、住民が幸福感を実感でき得るようなまちづくりを目指していこうということで、全国で30団体ですか、かなり大きな団体になっているようでございますが。55団体ですね。55団体あるようでございますが、こういった即、団体に加入という話ではなくて、やはり笠置町ならではのこういったお互いに幸せを感じ合えるようなまちづくりに取り組むことができたらと思います。

具体的なものについては、まだ私はちょっと考えが浮かんでおきませんが、今後、こういった形のものも考えていきたいと思っております。皆さん方にもよい思案がございましたら、お教えをいただけたらありがたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

幸せリーグに加盟されなくても幸せリーグが展開されておる施策、笠置町でも取り入れられるものは取り入れられて幸福度を上げていく、そういう気持ちを持っていただきたいと思っております。

何よりも人口が減ったこと、減っていくこと、高齢者ばかりやなだけにとらわれず、今住んでおられる方々が生き生き生活を楽しんでおられる、していただくようなまちづくりが何よりも大切です。そこから創生が生まれると私は思っております。ぜひ、そういうまちづくりを進めていただきたいということを要望しておきます。

次に移ります。期限が迫ってきております笠置にとっては大きな課題であります、いこいの館とクリーンセンターに関してであります。今後のあり方、取り組みによって大きな影響が発生をいたします。

初めに、いこいの館についてお聞きします。

まず、町長にお伺いします。いこいの館は、繰上償還をされて起債はなくなり、それによって入浴施設以外の目的外使用も可能になりました。町長とされて、今後、こういう目的外使用も視野に入れられるのか、あくまで今の施設を保持されていかれるのかどうか、その辺をまずお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いこいの館の件でございますが、いこいの館は現在、かしばで営業いただいております。契約後の使用については、正直な話、現在のまま行くのか、あるいは目的外使用、福祉関係に目的を変えていくのか、その他、ほかのところに有効利用することができるような話があればと思うんですが、今のところ全く白紙の状態であります。

これらのいこいの館の件につきましても、また近々、皆さん方といろいろと議論を交わし合いながら、今後の方針について検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

かしば様との契約は来年で切れます。町長のお考えでは、かしば様との再契約を目指されるのか、また違う方策を考えておられるのでしょうか。

私は、今の現状を考えるならば、かしば様との再契約を目指すべきと考えております。そのためには、行政とかしば様との常日ごろ、信頼関係を築く必要があります。町長は、契約されるとき、民間に任せても協力し合って盛り上げていく、月に一度はトップ同士で話し合いをすると答弁をされておりました。現実にはされていない様子です。それにも増して、経営について民間のやり方があるから、行政としては構えないと、最近では答弁をされております。初めの姿勢とは後退されておられませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） かしばとの契約後の使用については、これは相手もあることですので、私一存で決めるわけにはいかないところだけ申しておきます。

そして、民間にその経営をお願いした。株式会社かしばに、民間にその経営をお願いしたわけですが、その経営の中身について、私はかしばの社長とは全く話はしたことはございません。民間は民間の経営努力でやっていると私は思っておりますし、そうでなければならないと思います。笠置町は、株主でも何でもないわけであります。

しかし、お互いに協力し合おうねという、協力し合いながら営業努力をしていこうというそのところは、かしばの社長とは申し合わせを行っております。そして、かしば社長と1カ月に一度必ず会うという約束であったじゃないかと。確かに1カ月に一度は会ってはおりませんが、事あるごとにかしばの社長とは話をいたしております。やはりお互いに多忙な身でもあります。かしばの社長は特に多角的な経営をやっておられまして非常に忙しい方でもあります。こういった方と時間を合わせて、1カ月に一度あるいは二度なり会っていくというのは本当に難しいという現実があります。

実は明日も、かしばの社長とお会いさせていただきます。そういったことで、かしばの社長とはいろんな中身を話し合いながら、信頼関係、お互いに笠置町といたしましても、非常に大きな建物をお貸ししているわけですが、信頼関係のないところでそういった貸借というのはあり得ないわけであります。私は、かしばとの信頼関係はあると、そんなふうに

思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） いこいの館がかしば様に全部委託されてから、どう変わったでしょうか。民間に頼れば、民間の力を導入されているんなことでよくなると言われてきました。町長、どう思われますか。私だけと違って多くの人は、変わっていない、かえってサービスや料理、体制、後退したのではないかとまで言われております。こういう事態を放置しておくことに問題があると思います。いこいの館は笠置の財産です。それが後退しているようであれば、町にとっても大きなマイナスであり、ダメージです。笠置の財産を守るという点からも、改善を求める必要があります。

明日に何かトップ、社長とお会いされるようでございますが、話をされ、互いに指摘し合って改善していく、そういうことが必要であります。今からでもされるべきではないでしょうか。

もう1点、お聞きします。広場に診療所、薬局ができること、もちろん、かしば様に了解をされたと思いますが、町長はかえって客がふえると答弁をしていただきました。かしば様はどのようにお考えなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） かしばの経営について、かえって後退したではないかという御指摘であります。

私は、かしばのその経営の中身についてまで立ち入ることは控えさせていただきたいと思っております。しかし、私なりの意見は言ってきたつもりでおります。そういった中で、いこいの館、いわゆる株式会社かしばが経営をされておられる以上、一つの経営の方針に従って経営をやっておられるわけでありまして、私どもといたしましては、私なりの意見を述べさせていただいてきたということにとどめさせていただきたいと思っております。

それから、多目的広場に薬局あるいは医院を建てることについて了解をもらったのかということでもあります。我々としましては、報告はさせていただきました。報告はしておりますが、了解云々の話はありません。しかし、私どもでは多目的広場はその契約外であります。契約外のところに医院を建設していく、それはやはり我々の町の方針に従って、福祉の拠点づくりを進めてきたという一つの流れの中にあるわけでありまして、やはり人が集まるということは、いこいの館の利用も利用者もふえてくるということにつながると、私は思っております。

今後は、やはり笠置町にとって福祉の充実というのは、これはどうしても果たしていかなければならない大きな問題だと思います。今の医院のあり方といったことについても、いろいろ町民の皆さん方から車の交通など、御意見をいただいておりますので、私は医院がデイサービスの近くに移転していただくというその行為は、私は本当に町にとってはありがたいなというふうな感じで受けとめております。ただ、かしばさんがどのように受けとめておられるのか、私どもでは報告をさせていただいたということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、町長が言われました福祉の関係を1カ所に集めるコンパクトタウンを目指していく、そういうことは理解できます。

ただいま、町長の答弁の中に、かしば側に報告はしたけれども了解は得ていない、そのことは、私はこれでよかったのかなという思いが強くあります。

あそこは玄関の前でありますし、景観をかなり変えました。そういうことも了解を得てされた、そうばかり思っていたわけですがけれども、報告をされただけで了解を得ていない。そのことについて、かしば側は不信感を持っておられるのではないかと、そういう気持ちもするわけです。

明日会われたら、その辺のことをもう一度整理されて、笠置のあり方、こういう考え方を説明されて了解をしていただく、このことが私は非常に大事だと思います。町長、明日、その辺の了解を得て下さい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 当然、建物も建っているわけですので、その辺のところはお互いの双方の議論の対象になると思います。私は誠心誠意、社長と話をさせていただき予定しております。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 重ねて言いますがけれども、必ず了解をしていただいて理解をしていただく、そういうことを重ねて私はお願いをいたします。

先ほどから言っていますように、来年に迫ったかしば様との契約は不透明であります。万が一、目的外使用、また指定管理者制度利用など、いろんなことを想定されて取り組んでいく必要があります。くみ上げポンプは長時間停止しますと再稼働に難を来すと聞いております。そのようなことを考えますと、間髪も入れず、次の体制に移らなければなりません。そのためにも有限会社わかさぎを解体し、町直営にしておく必要があります。わかさぎの財産

をどう町に移していくのか。また、町がわかさぎに出資した8,000万の扱いはどうなるのか、たくさんのハードルがあります。

以前に一般質問させていただいたとき、わかさぎを解体するために府と相談しながら、また指導を受けながらやっている、やっていくと答弁をいただいております。その後の取り決めはどうなっておりますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 有限会社わかさぎの解散の件であります。

有限会社わかさぎを解散するには、わかさぎの持っている資産がございます。これの資産の処分についても税理士と相談を以前もう行いました。それから町からの出資についても、そのあり方について今後検討していく必要があるだろうと。有限会社わかさぎの解散についても、まだやるとも何とも決まっておりますし、もし解散という話になってまいりますと、ただいま申し上げた資産の問題と出資の問題が出てくるだろうと思います。こういった点についても専門家とも十分に協議を重ねていかなければならないのではないかなど、そんなふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今回、指定管理者制度を立ち上げられたのは、いこいの館のかしば様との契約をにらんで立ち上げられた。私はそのように理解をしております。

私は、わかさぎの財産を早く、町に移してわかさぎを解体される必要があると私は考えております。今のままでは、いこいの館は全部町の財産ではありませんから、この指定管理者制度は使えません。

こんなことは考えられないと思うんですが、万一、途中でかしば様がいこいに撤退したいとでも申し入れがあれば、契約上受けざるを得ません。そのとき、この制度が使えないとなればどうされるんでしょうか。行政は最悪のことも想定されて対処できるようにしておくべきではないでしょうか。

今も申し上げましたように、くみ上げポンプを長い間放置しておくわけにはいきません。デイサービスにもお湯が必要であります。空白を許せる時間はありません。最悪、食の分野はやめて、風呂だけの営業をわかさぎでしなければならなくなる、そういう想定もあります。こうなれば、また補填の話が出てきます。絶対に避けなければなりません。何点か申しましたが、以上のことを町長、どのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） まず、指定管理者制度であります、今議会で提案させていただきました指定管理者制度というのは、決して株式会社かしばの再契約をにらんだ中での指定管理者制度ではありません。指定管理者制度というのは、もっとほかに多くの企業を公募しながら決めていくという状況の中での指定管理者制度になってくるであろうと私は思っております。1社に限定したことはないと思っております。

それから、いこいの館の現在、直接経営となります有限会社わかさぎの解散云々であります、こういったものも将来的に検討する必要があることかと思えます。やはり今の現在の状況の中で、かしばとの話の契約の内容は、有限会社わかさぎを通した中での契約となっておりますので、こういった契約が切れた暁には、そういった状況も想定できるのではないかと思いますので考えてみたいと思えます。

それから、かしばが撤退した後、くみ上げポンプが長く放置されるということをおっしゃっておられますが、やはりデイサービスと共益をしている施設であります。電気、水道、温泉のくみ上げ等については、やはりかしばが撤退された後も何らかの形で、その使用はそのまま続けていかなければならないだろうと思えますが、それ以前にやはり、かしばがもしやっていたらそれによし、撤退されるならまた新しい業者を公募していくという、そういった話も同時に進めなければならない。いろいろ状況が想定されるであろうと思えますが、その状況に応じてやはりベストな状況を我々なりにつくっていく必要があるだろうと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今もし、かしばさんとの契約ができればそれにこしたことはない、だめな場合は新しく公募をされる、そういうことを答弁されました。どういう形で公募されるんですか。指定管理者制度を使われて公募をされるんじゃないんですか。どういう公募の方法、どのような形を考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 公募の方法にもいろいろあるかと思えます。私は、その現実にあつたときに具体的などといった方法がいいのか、だから、目的そのものもまだ決まっていない状況の中であります。何かこう雲をつかむような中で業者をどうのこうのというのはちょっと早計ではないかなと。だから、今後の方針をどのようにしていくかという、そういったところから、じゃ、業者をどのように公募していくんだという、募集していくんだという、そう

いったところの話を順序立てて今後はやっていかなければならないだろう、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、町長は順序立ててやっていく、そういうことを答弁されました。私は、先ほど来言っていますように、いこいの館がこのままでは身軽に動けない。でありますから、わかさぎを解散して町に直営する、そうなれば動きもとりやすい。これが順序立て、順序に沿っていきやり方だと私は思っております。

以前の質問には、わかさぎは解体して町に戻す、町の財産にしていく、そのために取り組んでいく、そういう答弁をいただいておりますが、少し後退しているように思います。私はやはり、いこいの館は町直営にされて、動きの取りやすい指定管理者制度を使えるように、そういう体制にされるべき、早急に取り組んでいかれるべき、私はそのように考えます。もう一度答弁を……。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 有限会社を解体して動きやすいような形をとるんだと、それは以前かしぼが入っていただく前に、そういった形で有限会社わかさぎを解散したらどうだろうというそういった話も一部出たことは出ました。それについては先ほども言いました出資の問題、それから償却資産の問題、そういったことを解決しなければ、この有限会社わかさぎというのは解散ということにはならないだろう。で、資産と出資を相殺することができるのかといういろんな話も議会で私は答弁させていただいた、説明させていただいたつもりでおります。

出資金と償却資産、いわゆる資産と相殺というのは原則としてできないという、税法上できないという回答もいただいております。そういうことから、有限会社わかさぎをそのまま残しながら株式会社かしぼとの契約となった過程は、これは議会にも私は説明してきたつもりでおります。

そういった中で今、即わかさぎを解散してしまえということは、ちょっと乱暴ではないかなと。だから、順序を追った中で先ほども申し上げたように、一つの事業をこういうふうにやっていくんだという一つの方向を示しながら、その方向の流れの中に解散というものも今後出てくるのではないかと、そんなふうに私は思っております。だから、早計に解散してしまえというの、ひとつちょっと乱暴な話ではないかなと思います。

私は今までずっと、いこいの館創設以来18年か19年になるんですが、そういった流れの中で有限会社わかさぎというのは一定、笠置町にも貢献してきた会社であろうと思います。

しかし、あくまでも会社を存続さそうというところに私はこだわっているわけではありません。ありませんが、やはり一つの流れの中で有限会社わかさぎというのもあるということは、今までの貢献してきた、そういったこともひとつくみ取っていただきたいなとそんなふうに思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） かしばさんとの契約が切れるのは、あと1年余であります。いろんなことを想定されて、それに対処できますよう体制を取り組んでいただきたいと思います。

町民の安らぎ、憩いの場、かけがえのない町の財産を守っていただくために対処できるような体制を、ぜひ構築していただきたいと思います。

次に移ります。期限が迫ってきております、もう一つの課題でありますクリーンセンターについてお聞きをします。

今あるクリーンセンター、稼働できますのは、地元との協定であとちょうど4年となりました。検討委員会で、その後のあり方について議論され、今の3月に答申されると聞いておりました。笠置で連合議会が開かれましたので、答申の内容を知りたく傍聴に寄せていただきましたが、答申は延期されていまして。今あるクリーンセンターはでき上がるのに10年かかったことを思いますと、もう待たなしの状況です。ごみ処理は1日たりとも停滞するわけにはいきません。心配しますのは、答申の内容によってあと4年で対応できないような答申はないと思います。当然4年間で対応できるものと思いますが、その辺まず確認をいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 現在のクリーンセンターでございまして、あと地元との契約が4年と迫った中でありまして、昨年からは各町村の担当者を中心にありまして、京都大学から有識者を招いて、あり方検討委員会というのを立ち上げながらやってまいりました。

そういった中で、やはりいろんな話が出てまいりました。まだ答申に至っていないのも事実であります。やはりこれからのごみのあり方、ごみ処理のあり方については、例えば民間、例えば西部塵芥にまぜてもらおうと、いろんな案が出ておりますが、その案それぞれがまだいわゆる決まってきたいないというのも現実の姿であります。

先日の相楽東部広域連合議会においても、この問題を取り上げながら私どもの議員から質問がございました。これはやはり西村議員おっしゃるように、もう猶予のできない状況にあるように思います。これは早急に何らかの形で検討していく必要があるだろうと思いますが、

ただいま検討中であるということで、私のほうからはその回答とはなりません、検討中であるということだけ御報告を申し上げておきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

了解いたしました。

傍聴に寄せていただいたときに、ちょうど同僚の西岡議員が、この件に関し一般質問をされておられました。あと4年に迫った地元との協定は遵守する。どうしてもそのときは民間に委託する。今あるセンターの解体には3から4億円かかるなど、知りたかったことを知り得ました。

方法は可能であれば地元との協定を再延長していただくか、ほかの衛生組合に加入するか、3カ町村協力して各自自治体でやるかの3つを私は思っております。私は以前から言っております。手仲連合長も言われましたが、民間に委託することが現実味を帯びているのではないかと考えます。

ごみの量はこれから人口減とともに減ってまいります。3カ町村各自自治体で処理すること不可能でないと考えます。ごみステーションをつくりそこに集約し、きちんと分別し、最終処分場を持っておられる業者と契約し、売れる物は売り、有料のものは支払う、生ごみは処理機、コンポストで堆肥にし、圧倒的に生ごみは出さない。そういうまちづくり、ごみのあり方、ごみ処理のあり方、検討されるべきではございませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、西村議員の質問の中に、民間委託が一番ベストなんだということだと思います。そういう発言であったと思うんですが、私は民間委託というのは、永久に取ってもらえるならそれが一番いいだろう、安く上がるだろうと思います。

しかし、自治法あるいは廃掃法の中で、それぞれの自治体のごみはそれぞれの自治体の責任によって処分しなさいよというこの1項がございます。だから、各自自治体で処分できない場合には、連合を組み合わせながら、西部塵芥でもそうです、木津川市と精華町で西部塵芥、東部3カ町村は東部じんかい処理組合というのを形成しながら、それぞれの自治体の責任においてやってきたという経緯がございます。

民間に一部ごみをとってもらっても、それは過渡的に東部じんかいで再度処理場をつくるから、その過程の中で過渡的にちょっと2年間、すまんけれどもとってくれへんかというぐらいの話になるのではないかと。永久にとってくれということは、それを処分するという三重

中ですと伊賀市の許可を得なければならないわけです。で、伊賀市がそれをずっと許可するか、そういう話になってこようかとも思います。ですから民間というのは、民間委託というのも私は一番安上がりで一番いい方法ではないかなとは思いますが、それが永久的にというのは少し無理な話があるだろうと思います。

で、もう一つは西村議員おっしゃるように、ごみの減量化、これについてはやはり何としてでも、これからの町村のあり方、ごみ行政のあり方についても当然やっていかなければならない大きな課題であろうと思います。コンポストあるいはごみの電動処理機等も含めて補助事業も組んでおります。その中身については、私、課のほうで説明をしたらいいと思うんですが、私はごみの減量化についても、町民の皆さん方に御協力をいただきながら進めていかなければならないだろうなとそんなふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私、この質問をしてからごみの減量化を質問しようと思っていたんですけども、先に町長のほうから出されて、ちょっと戸惑っております。

現行ではさらに減量化を生みだすと言われておりました。すごく大事なことだと思っています。ただ、漠然とごみ減量に取り組むと言われても、説得力も実効性も乏しいと思います。笠置町はこれだけ減量するという目標数値を設定されて取り組む必要があると思います。町民の方にも、こういうことでこういう意味で減量化に取り組みます、その結果、皆様にこう還元されていきますと、こういう仕組みを説明されて協力をしていただく、取り組んでいく必要があると私は考えますがどうですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 今の西村議員の御質問にお答えしたいと思います。

ごみの減量化目標ということでございますけれども、最新の減量化目標、今これだけあるのをこれだけ減らしていきますよという具体的な目標については、現在持っておりませんが、現在住民の皆様にもごみの分別やリサイクルができるごみの適正な処理に取り組んでいただいているところですが、今後これまでと同様に先ほどもおっしゃいましたように、東部クリーンセンターが利用できなくなった場合、また他所へのごみを委託することとなった場合、独自でごみ処理施設を持たない町村としては、さらなるごみの減量化に取り組んでいくことになってくると思います。

そういったことにつきましては、また3町村で調整しながら取り組んでいくこととなると

思いますし、ごみ処理検討委員会でもどのような取り組みでどれだけ減らしていくかといった目標なども検討し、提案していくことになると思います。

また、ごみの減量化でどんなものが生まれて、何がどんなことに利用できるかということございますけれども、現在のところ減量化により処理費が軽減され、その経費が福祉事業等に活用される。例えば福祉事業等に活用されるといった具体的な構想は現在持っておりません。ですが、今後独自のごみ処理施設を持たない町村としましては、最低限さらなる減量化に取り組んでいかななくてはならないということを御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

何事にもやっぱり目標を立ててそれに向かって努力するというのが建前だと思います。私、今60キロある、これを55キロにしたい、やっぱりそういう目標を持って取り組むわけですから、こういう目標を立てられてそれに向かって町民の方にも協力をしていただくそういう姿勢は、私は必要だと思います。

例えば、ごみ減量化によって経費が安く上がった、その分、例えば反対したくてもやむを得ない介護保険、一般財源からの繰入額をふやして少しでも保険料が上がるのを抑えていく、そういったような還元される意味合いを周知されることがあって、よりごみの減量を実現していくと思います。ぜひともこういうふうな考え方、取り組みをしていただきたいと思います。

いろんな意味でぜひとも取り組んでいただきたいのは、コンポスト、生ごみ処理機の普及です。現在、処理機、コンポストは町全体でどれぐらい普及しておりますか。どれぐらい普及させたい思いありますか。購入補助率はどうなっておりますか。補助率を上げられ、全戸に普及を目指すそれぐらいの意気込みございませんか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

生ごみ処理機の普及につきましてでございますけれども、家庭生ごみの減量化を促進し、生活環境の改善及び公共衛生の向上を図るため、生ごみ処理機は毎年、年度初めに家庭生ごみ自家処理容器設置についてということで補助事業を回覧させていただいているところでございます。

この広報では、畑や庭に設置する家庭生ごみ自家処理容器コンポストと電気の熱で乾燥させ堆肥化させる電気式家庭ごみ処理機の2種類の補助を紹介させており、家庭生ごみ処理の

減量化に取り組んでおるところでございます。

補助率といたしましては、コンポストで購入価格の2分の1で3,000円を限度としております。電気式処理機では購入価格の2分の1で2万円を限度としております。

特に、今現在といたしましては、普及目標としては幾らということは掲げておりませんが、継続的な普及に努めていきたいと思っております。住民の方から要望が増加いたしましたら、その予算の確保に努めていきたいというふうに思っております。

この事業を実施してから処理容器の設置実績につきましては、総設置総数現在で19基でございます、うち電気式が12基となっております。26年度の実績では電気式はございませんけれども、コンポスト2基を補助しております。

最後に、町内全体に普及していく意気込みはどうかということですが、なかなか全戸配布、無償ということはなかなか難しいこと、費用対効果等を考えまして、それは難しいことかと思うんですが、今、和束町、これもごみ処理機検討委員会なり担当課長会なりで話が出ているところなんですけれども、和束町で集落単位で共同の大型ごみ処理機を導入して、いろいろ試験的といいますか、そういう取り組みが実践されているところがございます。こういった取り組みにまた学んで、ごみ処理検討委員会でも情報提供を受けながら違った、また議員の言われたような取り組みではないかもしれませんが、そういった取り組みにも、町にも生かしていければなというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

先進的に取り組んでおられる自治体では、電動処理機の普及率が90%を超えておる自治体もあります。パッカー車が通っておりません。思い切った大胆な発想、こういうまちづくりをしていく、やはり強力なリーダーシップ、行政にも求められると思います。補助率の上限の撤廃、さらなる補助率を上げて取り組まれることを要望いたしますがどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの西村議員の御質問でございますが、ごみの減量化について徹底したごみ処理のあり方、それについては費用対効果とそういったものも考えながら、もっと積極的に取り組めと、9割ぐらいの負担を自治体で持ってもいいのではないかという質問であったと思います。

それも一つの案だと思います。私はごみ処理の年間の使用、その費用等を考えながら各戸のごみ処理のあり方といったものも、もっと細かく分析していく必要があるだろうなとそん

なふうにも思います。

しかし、これからごみ処理のあり方については、また検討委員会の中でいろいろ検討されてこようかとも思いますが、私は西部塵芥でお世話になるのも、それから民間でお世話になるのも現在の施設を長寿命化していくのも一つの方法だと思うんですが、もっとほかにいろんな知恵がないかなと、例えば資源化するようないろんなものが出てこないかなというのも含めて、これからのごみ処理のあり方、検討委員会さらに進めていただけたらありがたいかなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

補助率を上げたり、上限の撤廃については、一時的に経費はかかりますけれども、長期間で見れば、かえって経費は少ないクリーンな社会づくりにも貢献をいたします。ぜひとも検討をお願いしておきます。

今、大型ごみがふえていると報告をされておりました。ステーションがあれば、あげます、くださいなどのコーナーをつくられてリユースもできるわけですが、当面今お世話していただいている作業員の方の待遇を見直されて、タンスや水屋の解体をしていただき、ごみをコンパクトにしていただく、また、あげます、くださいの情報を前もって収集してリユースにつなげるこのようなことも考えて、大型ごみの削減をしていかれる等はどうかと思いますが、その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

今、御質問にありましたのは、大型ごみの資源化、再利用というところでございますけれども、現在東部クリーンセンターにおきましては、資源化ごみの再利用ということで現在取り組んでおるところでございます。簡単に紹介させていただきますと、25年度笠置町の処理量からでは、資源化とされる缶、プラスチック、粗大ごみの約140トンのうち29トンが資源化ごみとして再利用されております。中でも缶、粗大ごみから出ます金属部分や、ペットボトルやプラスチック類につきましては、リサイクル協会で委託され再資源として利用されているところでございます。

また、平成27年度からは小型家電リサイクル事業が実施されることとなります。対象とされる品目につきましては、パソコンや携帯電話、CDプレーヤー、ゲーム機器などでございます。これらを回収し、優良金属のリサイクルをする事業に取り組むところでございます。

こういった事業の展開をしていく中で3町村、東部連合中心になりまして減量化に進め、再利用、資源化という点でも進めていくことになるかと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は以前に、町のごみ処理にかかっている費用を全世帯で割ると年約15万ぐらいになります。仮に各世帯に15万ずつ配布されて、自分とこのごみは自分でやってくださいとされたらどうされますかと聞いたことがございます。私ならリサイクル、リユース、リデュースに努め、生ごみは処理機で堆肥にしてできるだけごみを出さないようにして、処理費を二、三万円で済まし、あとの十二、三万円生活費に回します、こういうことを言った覚えがあります。ごみ処理のあり方の私は基本と思えます。

ごみはいろんな意味で宝の山とも言われております。あと4年後に迫ったクリーンセンターのあり方、次の世代に誇れるような仕組みを築き上げていただきたい。このことを要望して、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 4番議員、西村典夫君の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

本日の質問は2点ございます。まず1点が、土砂災害警戒区域基礎調査についてでございます。2点目は、小水力発電の進捗状況と今後の展望でございます。

1点目から、まず質問させていただきます。細部から入らせていただきますので、町長の答弁は一番最後のほうでよろしくお願い申し上げます。

府は、ことしの2月24日、去年の8月の広島北部の土砂災害を受けて改正された土砂災害防止等に基づき、土砂災害警戒区域に向けた基礎調査の結果を公表いたしました。危険と判定された場所は、府内全域で新たに4,281カ所がございしますが、残り600カ所については、まだ未調査でございます。ことしの夏に終了する見通しとなっております。

これまで、警戒区域指定済みの1万2,167カ所と合わせて、合計で1万6,448カ所になりますが、そのうち特別警戒区域に指定されているのは1万3,831カ所でございます。我が町におきましては、指定済みの警戒区域92カ所、うち特別警戒区域が70カ所

あります。

今回公表されました調査では、指定された警戒区域、特別警戒区域はゼロでありましたが、調査をされてもいなかったのか、はたまた未調査である、その未調査の中には600カ所の中に入っているのか、まずそれをお答え願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 瀧口議員の御質問にお答えさせていただきます。

2月24日に京都府が発表されました警戒区域に笠置町は含まれておりませんが、笠置町は既に調査も済んでおりまして、最終、26年の11月に切山地区の警戒区域の発表があって、それで全て調査を終わっております。今回の調査で追加ということはなく、それで全ての調査が終わっての92カ所と70カ所ということになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口議員。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

わかりました。26年で調査が終わって、それに追加する場所はなかったと。ということは、災害区域指定に向けて新たな調査はしておらないということと解釈してよろしいですね。

それでは、その26年度に調査、基礎調査をやられたということですが、期間と、大体何名ぐらいでやられたのか、それと、その指定漏れの区域がないようにどのような方法でやられたのか、その辺のお答えをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

基礎調査の方法ということですが、京都府のほうで実施された基礎調査は、もともとは航空写真から作成した3Dのデジタル地図をもとに、現地の地形とか防護壁などの施設の状況、それから土地の利用状況を踏まえて調査された後、各地区の現地調査が行われます。

笠置町につきましては、平成22年から順次地区ごとに指定はされておりますが、その前の基礎調査ということで平成18年、19年ぐらいにかけて一番早いところでしたら入っておられますし、ちょっとその現地に入られた人数とかということまでは、こちらでは把握はしてありませんが、説明会等も開かれた中で、京都府のほうからその地図、業者に委託されているということですが、地図をまず図面から、それから現地で行って、地域の状況を見ながら、指定に向けての基礎調査をされているということで聞いております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） お答えの中で、京都府の基礎調査に基づき現地に行ったということでは

が、町の建設課では、現地のほうへ足を運んで確認に行くとか、そういうことはなさっておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回、御質問いただいております土砂災害防止法に基づく地域指定のための基礎調査というのが、それぞれ都道府県が行うということになっておりますので、今回、笠置町内で指定されるに当たりまして、調査等、町が行ったということとはございません。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） そういう答えでございますか。町のほうでは行ってないと、わかりました。

確かに、府の基礎調査やから行かんでもよいという解釈は理解できますが、我が町は、盆地の中で急峻な山に囲まれております。建設課も何かと忙しい中でございますけれども、ぜひとも、航空写真、府の調査だけに頼らず、ここは特別危ないなという区域がありましたら、町のほうでも事前に調査のほうができましたら、よろしく願い申し上げます。

警戒地域22カ所、特別警戒地域70カ所、計92カ所がございますが、警戒区域では、土砂災害の発生の可能性があり、住民に危険性を周知して避難体制を整備するとあります。また、特別警戒区域では、人命などに危害が及ぶおそれがあり、住宅建設などを規制するとなっておりますが、我が町におきましては、特別警戒地域の下にある住居に対して、そういう規則はどうか、守られておるといえるのか、そういう地域があつて、そういう地域の警戒態勢並びに防災のほうはどのようになっておるのか。また、そういう特別警戒地域の下に住民はそういう規則を知っておるのかということ、まず、建設課長にお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問でございますが、特別警戒地域に入っているかということでございますが、これは指定に際しまして、調査の結果を踏まえて各地区で説明会を開かせていただいて、意見を聞く期間等も設けた中で指定したというふうに聞いております。

それと、総務財政課のほうにハザードマップ等、各地区ごとのものも作成して、配布しております。それを見ていただきますと、御自身がお住まいのおうちがレッドゾーンに入

っているかどうかというのも確認していただいているというふうに理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

特別ハザードマップに入っておると。じゃ、行政はどのような指導をしておるのかということを知りたいけれども、先に指摘していただきましたので、省かせていただきます。次は、この問題に関して最後に町長にお伺いします。

先ほど申したとおり、我が町では盆地です。回りを急峻な山地が取り囲んでおります。土砂災害の被害を少なくするために、この特別警戒地域、警戒地域に入っている地域の住民がおられますわね。その住民がおられます中で、町長としては、これからの方針ですけれども、できたらその地域から移転するような政策をとって行くのか、それとも、その地域の防災力をより高めるために土木工事をさらにやっという考えなのか、その方向性はどちらのほうに傾いておられるか質問いたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、瀧口議員の御質問でございますが、いわゆる警戒区域、あるいは特別警戒区域、イエローゾーン、レッドゾーンというんですか、そういったところが、笠置の場合は、他町村に比べて非常に多いわけでありまして。そういった状況の中で、住民への被害を少なくするための工夫というんですか、こういった方向がいいのかなという御質問であろうかと思っております。

その警戒区域から逃げるといことも一つは手段だろうと思っております。しかし、そういった警戒区域を指定したからには、これは京都府の工事として、いろんな工事をやっただいております。瀧口議員御指摘の92カ所と70カ所でございますが、これらについても、工事が完了した地域も含めてのこの箇所であると聞いております。そういったところで、これからの住民への周知については、いろいろ防災計画なり、それからハザードマップの作成なりで周知を図っているところなんです。しかし、そういったものだけでは、やはり徹底することができないのではないかなという懸念もあるわけでございますが、こういったことも含めて、私ども区長会の中でもこういった議論を先日も行ってまいりました。

そういったことも含めて、各地区独特の地区性もあろうかと思っておりますので、私は、やはりその土地に入って、その土地での防災での取り組みといったものが今後は必要になってくるのではないかなと思っております。やはり、そのそれぞれの地域では、特に最近、ひとり独居老人

というそういった方もふえてまいっておりますので、そういった方も含めて、地域性を勘案しながら、いろいろと防災マップでの記載の中にそういったものを含めた中で取り組みを進めていければなど、こんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

今、町長がおっしゃったとおり、地域に合わせた防災の仕組みを考えていくというのは納得できるんですが、確かに工事も終わっている地域もたくさんあります。まだ、工事も、もうちょっとしたらええのにとというような地域もございます。

ただ、私が申し上げているのは、例えば、笠置町から八木へ行く道のあの崖の下に家も点在しております。また、有市地区におきましても、そういう地域がございます。そういう地域に対して、1時間に100ミリも降ればどうなるかわからんというようなところがたくさんございます。最大の安全性を確保するならば、そこの皆さん、住民の皆様には立ち退きを迫られて、やっぱりここは危ないでと、防災何ぼ力入れても、行政でやることには限りがあると。だから、できるだけ立ち退き……。もちろん町内の地域への移転ができれば、それにこしたことはないんじゃないかと言えるような地域が結構ございますので、また、その方向性も少しは示していただいたら結構かなと思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

町長は、かつて、循環型エネルギーと小水力発電の問題を2つ提起された時代がありました。3年前、私が議員になったころでしたかね。それで、小水力発電の進捗状況と今後の展望を、まず町長のほうからひとつお答えをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま議員の小水力発電ということで御質問をいただいております。

その小水力発電の事業でございますが、笠置町は平成22年度に環境省の調査事業を行ってまいりました。その調査事業というのは、低炭素地域づくり面的対策推進、ちょっと長いんですが、そういった事業で、エネルギー、いわゆるCO₂の削減と、それからエネルギーの高循環型社会をつくっていかうというそういった事業の中身でありました。その事業の中に、小水力発電の事業も含まれておりました。その小水力発電というのは、切山地域で地滑りの対策工事を行って、掘削井戸事業を行っております。その掘削井戸の水を利用した中で、小水力発電というのをやっけていこうという中身でございました。しかし、確かに、小水力でするので、少ない水を有効に利用しようというその事業そのものはいいんですけれども、余り

にも少な過ぎたという。そして、井戸が15基ほどございますが、その15基の水を集めるのに大変だったということで、一応この小水力については、この計画では諦めざるを得なかったという状況にあります。

それではやはりぐあいが悪いですので、ほかのところでその小水力をやっていくことができないかということもいろいろ検討してまいりました。そうした中で、現在、地域主導型公共事業、白砂川の公共事業の中で、工事が完成した暁には、その水を利用しながら小水力ができないかなという一応の案も上がってきているのも事実でございます。しかし、小水力発電といいましても、その水の利用については、いわゆる水利権というんですか、そういったものも伴ってまいりますので、これは慎重に考えていかなければならないなという思いもあるんですが、笠置には打滝川もあれば白砂川もあると、小水力に利用する水量はかなり豊富にあるのではないかなという思いを持っております。今後の事業の進捗、例えば白砂川の事業の完成した暁の話になってこようかとも思いますが、そういったものも今後は考えてまいりたいとそんなふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 白砂川、切山のほうは水量が少なくて断念したと。次は白砂川の可能性があるということなんですが。

電力小売り全面自由化が来年の4月から実施されます。環境省が、平成27年度小規模な水流で発電する小水力発電の新入促進のため、全国の水道施設で発電可能量を一斉調査すると報道され、調査費が2億8,000万つきました。

笠置町は簡易水道であります。打滝川から取水しておりますが、柳生、笠置ゴルフのあの辺で貯水して、下の水道まで送っておりますけれども、おそらく落差が100メートル以上あると思います。それで、調査費が2億8,000万ついたと。調査するだけでついていると。これを利用して、今、浄水を利用して小水力発電をしようという企画が進んでいます。これ、全国で40カ所程度あるらしいです。この調査費用ついた調査を、浄水を利用してするのやから大して設備費がかからないと。

それで、まず建設課長にお聞きしたいんですけども、わかるところで結構です。打滝川から流れ込む浄水の水量と水圧とそれまでの取水場までの落差、標高、もしよかったらお答え願えます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、きちっとした数字持ち合わせておりませんが、打滝川から取水し、笠置浄水場で浄水をいたしたものを打滝の配水池のほうまで送水しております。その間に、減圧弁を設けております。毎年点検をしておるわけでございますが、減圧弁の位置で約7キロぐらいの圧力がかかっておるということで、それを二、三キロ程度まで落とすというような操作をしております。

あと、水量でございますが、年々やはり使用水量が減ってきております。打滝にございます配水池タンク、あれは500トンのものを使用しておりますが、今ですと1日でその500トンが入れかわるかどうかといったぐらいの使用水量になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） ありがとうございます。

よく知っておられました。ほんま7キロもあるんですか。500トンと。500トンということは、減圧弁まで7キロの圧力で来ると。そこで減圧して2キロに落とすと。7キロまでの水圧に、その浄水の管が耐えられるということですね。そこまでは、減圧弁のところまで耐えられると。それ以下になると耐えられないから減圧すると。ということは、その7キロもあって、500トンではちょっと少ないかもわかりませんが、浄水管を使って発電できるという可能性は十分あるわけですね。

これ、環境省が水道施設ごとの水圧や流量において、発電可能量を調査し、即時導入可能や導入に施設が改善が必要など有望度を評価すると。その調査費の中で、ここまで調査してくれるわけですね。だから、ぜひともこういうことを調査していただいて、小水力発電に向けた取り組みをやっていただきたい。

というのは、浄水というのは、使うても使わなくても一定の量が流れるわけです。それで、その使うた水が汚れるかというたら、決して汚れないわけなんです。それで、設備費も国が半分出して、環境省が半分出してやろうというありがたい政策なので、町長におかれましては、ぜひともこういう計画を出して、せめてなりとも調査費をつけていただきたいとこのように思っておるわけですが、どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、瀧口議員の質問に対してですが、笠置にも、打滝川、それから白砂川、いろんな川が流れておまして、そういった水の有効な利用をしながらエネルギーにかえていくという、非常にいい案だと私は思います。

そういった中で、特に打滝川について、どのような方法でやったらいいのか。環境省の調査の中でそのようにやっていただけるようでしたら、それにこしたことはないんですが、やはり小水力についての案は以前からもあるわけでございますので、前向きに調査をしながら検討してまいりたいと思います。それには、水利権の問題ですとかいろんな問題も多分出てこようかとも思いますが、そういった問題も含めて調査をさせていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

引き続き調査をしていくという回答を得ましたけれども、なぜ、この小水力発電の浄水利用をこのぐらいしぶとく言うのかということ、実はこれ、ほとんど維持管理費がかからないと。というのは、浄水にとるから、普通の川の水を利用するんやったら絶えず掃除せんならんわけです。ところが、浄水を使って発電するというたら、浄水自体がもう汚れていないわけです。それを使って発電するから維持管理がひどく安くつくと。

先ほど市田課長からおっしゃったように、7キロから先をまた減圧していくから、その下はもうちょっと高圧の管が要ると思われましても、とにかく維持に関しては安くつくと。それで、おまけに設備費までも国が半分持ってやろうというありがたい計画が出ておりますので、財源の少ないこの町で、これ、23年に一応この半額補助というのが出たんですけれども、まだしているところが3カ所しかないらしいです。それで、今度、27年度から環境省が太陽光、それから風力、この発電では大変不安定であると。浄水を使った発電機関というのは、浄水というのは絶えず一定の量が流れていると。そうですね。絶えず一定の量が流れていますね。だから、発電量が安定して供給できると。そういう意味で、非常にありがたい発電設備と聞いております。

ぜひとも、調査費を計上することは要らんです。調査費は国から2億8,000万出ております。調査してくれと依頼したら来てくれるはずですから、ぜひとも調査だけでもやっていただけるようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

5番（瀧口一弥君） いえいえ、もう。してくれる。ありますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） はっきり申し上げて、環境省の調査事業というのはどういう事業であるかわかりませんので、これからちょっと勉強させていただきたいと思っておりますし、いわゆる浄水場での発電、飲料水が絡んでくる事業だと思っておりますので、そういったことも含めて調査を

一応させていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5 番（瀧口一弥君） ありがとうございます。

衛生面、飲料水のことですから、衛生面、もちろん大事ですけども、報道によりますと、衛生面でほとんど影響がないということが出ておりますので、ぜひとも調査なりをやっていただきたいとそう思います。では終わります。

議長（杉岡義信君） 5 番議員、瀧口一弥君の一般質問は終わりました。

6 番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

6 番（西岡良祐君） 6 番、西岡です。

私のほうから、3 項目について質問させていただきます。

まず1 点目、白砂川の整備事業取り組みについてお伺いします。

この事業は、京都府の地域主導型公共事業として承認された事業であります。これは、地域住民参加の取り組みとしてやられているもので、ぜひ、完成してもらいたいという希望を持っております。

それで、まず1 点目に、事業期間は平成25 年9 月から平成28 年3 月となっております。この工事の現在の進捗状況と今後の予定をお伺いしたいと思います。

それから、2 点目は、この事業計画の内容、これに変更は出てきていないのか、当初の目的達成は予定どおりいけるのかどうか、この2 点についてお伺いしたいと思います。

それで、事業内容ですけども、この事業計画書として出されているものがあります。これは、いろいろ今までの笠置町の課題、これを解決するためにこの事業をやってくれということで申請しているものであります。

その中身を4 点ほどちょっと申しますと、これは、町長が今までからおっしゃっているように、笠置町が観光で生きていく道が一番、今までの歴史から見てもええということでやっておられるわけですけども、その中で、一番最初の1 点目は、笠置の玄関口である笠置駅から近い笠置いこいの館、これ午前中も話出ていましたけれども、それから、木津川の笠置キャンプ場、それから木津川の水辺の楽校、これをつないでいる白砂川周辺の整備をして、それらの施設を相互につなぐ水辺の道を確保することにより、水辺から始まる笠置の魅力をアピールすることができ、多くの集客が期待できるということをうたわれております。

それから2 点目は、観光客のみならず、地元の住民の散策路ともなり、また野菜の直売所や特産品の販売など、交流の場を確保することができる。

それから3点目は、笠置駅から笠置山に向かう町の中心部を横切る白砂川の周辺整備による人の流れは、商店街の活性化や町の活性化につながる。

それから4点目は、火災時にすぐに白砂川の水を消火用として利用することができれば、防火用水の常時確保が可能となり、周辺住民の安心・安全につながると。こういうことを問題解決するために、この事業をやってくださいということで、これは府にお願いして承認を得たものであります。

そういうことの目的が変更は来していないか、その辺について、先ほどの2点をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、西岡議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、1点目のほうでございますが、事業期間、28年3月までとなっているが、現在の進捗状況と今後の予定ということでございますが、地域主導型公共事業につきましては、先日の予算審議の際にも若干御説明させていただきましたとおりでございますが、平成26年度は、町道、遊歩道の設計及び町道の用地取得までを予定していたところでございますが、町道の線形検討、こちらのほうに時間を要しましたため、一部を除きまして事業予算の繰り越しをお願いしたところでございます。

現在、道路用地並びに隣接土地の所有者の方々をお願いをしておりました土地境界のほうの確認作業が完了いたしまして、3月中をめどに測量図の作成を現在作業を行っておるところでございます。今後は、測量図ができ上がり次第、詳細設計とあわせまして、用地交渉や建物補償、こちらの算定に取りかかりまして、計画どおり平成27年度中の事業完了のほうを目指していきたいと、このように考えておるところでございます。

2点目の事業計画内容等について変更が出ていないかということでございますが、当初の事業計画から大きな変更は出ておりませんが、ただ、町有地を利用いたしました休憩施設というものも全体の事業計画の中に入っておりましたが、これはどういう位置づけかといいますと、いこいの館から、例えば笠置山のほうへ散策ルートの途中の休憩地点というような位置づけであったわけでございますが、それにいたしますと、いこいの館から出て余りに距離がまだ近いという中で、こちらにつきましてはベンチでありますとか、トイレでありますとか、そういった設備を設置するといったようなハード的な事業ではなくて、地元の方々、これはあくまで地域主導型ですので、また地元の方々に例えば花を植えていただくとかいうよ

うな形での方向を今現在検討しておるところでございます。

本事業の内容といたしましては、先ほど西岡議員のほうで指摘していただきましたとおり、町内各所にいろいろ点在しております観光拠点、キャンプ場でありますとか、水辺の楽校、それからいこいの館、笠置山自然公園、こういった観光拠点の接続道路を整備するということがまず大きな目的でございました。現在、京都府のほうでも、管理用道路も含めて白砂川の護岸工事のほうも発注をさせていただいているところでございます、先ほど申し上げました町の遊歩道、町道整備とあわせて、消防進入路、こちらは京都府さんの護岸工事についてくるものでございますが、それらが全て工事が完了いたしました暁には、これら観光拠点を結ぶ動線が確保されるということになりますので、事業の目的としては、達成される見込みであるというように考えております。

やはり、西岡議員がおっしゃっていただきましたとおり、あくまでこれはハードの整備の話でありまして、最終的には目的といたしましては、このような整備事業を行うことによりまして、より多くの観光客の方に来ていただいて笠置を楽しんでいただくと、以前の観光笠置のにぎわいを取り戻そうということが大きな目的となっておりますので、そういった意味では、今後も観光客増加に向けた取り組みが必要ではないかと、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） はい、西岡です。

今、工事工程については27年度で一応完成できるということで報告がありました。それでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと、事業内容の見直しで、私、懸念しているのは、今、町道の用地交渉等をやっておられまして、この3カ所を遊歩道でつなげるというのに、私はポイントがあったと思っておるんですよ。というのは、朝からも出ていましたけれども、いこいの集客状況も余り芳しくないということで、これは、前からキャンプ場とつなぐことによってその集客も見込めるんじゃないかという期待をかけてやっている事業なんであれなんですけれども、その遊歩道、これ何か聞いている話では、この白砂川の側面をずっと行って、今計画しておられる町道、そこへつなぐんやという予定で、何か大手橋のあれは府道になるのか、そこへ一旦上がって、あそこを横断して、また今、駐車場のある南部の公民館の横をおりていくというような形になるように聞いておるんですけれども、これ、当初の計画では、一応大手橋の下に行くような計画であったと思っているんですけれども、その辺はどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、西岡議員おっしゃっていただきましたとおり、大手橋の下を通過して遊歩道で接続するというのは、平成21年度当初ぐらいに白砂川の河川環境整備事業というような形で当初計画しておりましたものでございます。確かにその際には、そのような形でのルートを検討しておったわけではございますが、一部、やはり用地等の問題がございまして、そちらのルートでは確保できないということで、平成25年に今回のこの地域主導型公共事業というような形で採択していただいた時点の計画といたしましては、先ほど説明いたしましたとおり、いこいの館の手前の橋のところから白砂川沿いに京都府のほうで管理道路をつけていただいて、今、町道として計画しておる民間のモータープールさんですが、そこを利用させていただいて、一旦、府道奈良笠置線に上がる、そこからわかさぎ公園の横を通過してキャンプ場へおっていくというルートでございまして。途中、以前もちょっと御質問いただいたかとも思うんですが、白砂川と木津川の合流地点の少し上流のほうに、飛び石、京都府さんの事業のほうでやっていただきますので、それを使いまして、今度、笠置大橋下の護岸整備とあわせまして、そちらをまた町の遊歩道整備ということで、水辺の楽校に接続するといった計画が、平成25年度に採択を受けました計画の内容となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

25年のこの地域主導型公共事業の提案書のときには、もう大手橋の上に行くという形になってたということですか。この図面ですけれども。以前の白砂川整備工事で用地問題がありまして、一部行けないというところはあったけれども、それは大手橋を越えてからもうちょっと上流ですわね。せやから、この大手橋の下を通過というのは、別にその用地問題は関係ないんじゃないですか。でないと、私何で言うかというたら、一旦、せっかく歩いて遊歩道という名前をつけてやっているのやから、この交通量の多い府道へ一旦上がって、あそこを横切ること自体が安全上余りええことないの違うかなと思うので、できたら大手橋の下を越えてから、今、町道をつくらうとしてはるところへつないだら、それはいかんのですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 今御質問のあった件でございまして、白砂川整備事業、全体の計画の中では、大手橋の下に遊歩道のような形で整備するという事は、全体計画の中では

入っております。ただし、今回、この地域主導型公共事業として実施するに当たりましては、こちら、京都府の事業でございまして、3年間で京都府の予算ベースでいきますと、1億円ということが限られております。今回は、地域主導型公共事業というような形の中で、できる部分について、まず先行してやっていくということで、この事業がうまくいきまして、後々その周辺につきましても継続してできるようであれば、それは引き続き努力するというようなことを地元説明会のほうで京都府のほうも申し上げておりました。ですので、今回の事業につきましても、あくまで全体的な白砂川の環境整備事業の中の一部を抜き出した形で、地域主導型公共事業という形で実施しているというものでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） その経緯は理解できるけれども。

そしたら、もう1点質問しますけれども、この消防の水利として利用するという形のことは、このつくる町道を使って、白砂川の水利のところまで車が行けるというような状態にはなるんですか、これ。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 今御質問がありました白砂川への消防車両の進入路につきましては、ちょうどいこいの館の対岸あたりに設置するということになっておりまして、京都府のほうで実施していただきます護岸整備の中で、河川のほうへおりていく車両をつけていただくということになっております。

町が整備します町道、これを整備することによりまして、双方向からの侵入が可能になるということを目指して、町道と、あくまで普通自動車を通れる程度、町の消防団の積載車が通れるクラスということで、幅員3メートルの道路で、町道をそちらへつけることによりまして、双方向からそちらへ積載車がおられるというようなことを目指して、整備を進めておるものでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

ということは、車両が一応水利のところまではおりられる道は整備されるということですよ。いいですね。はい、わかりました。それでしたら安心ですね。

そういうことで、とりあえず時期的に、これ、いこいの件もあるし、早いこと27年度で完成してもらえるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。

2 項目め、町行政と各区との連携についてお伺いします。

朝からも地域創生、地方創生のことで、いろいろ議論されていましたが、住民参加の町行政がやはり重要であります。この過疎の町は、先ほど西村議員も言っていましたけれども、やはり町民も、町会も、町行政も一体となってやっていく必要が出てきております。

そういうことで、この住民参加の町行政というのが重大であります。各区の要望事項というのが毎年出されておりますけれども、これの解決というか、回答等も適切にされていかないと、住民の協力もやはりもう何ぼ言うても一緒やというような形になるといけませんので、こういうことを解決していただきたいと思うんですけれども、まだ、今年度の要望に対する回答も、先日、区長会が19日かにあつたんですけれども、そこでようやく回答が出てきたというようなことを区長から聞いてますけれども、そういうことではいかんと思うんですよ。

せやから、そういうことで、3点についてちょっとお伺いしますけれども、各区から出てきている要望件数、これ全体で、笠置町の中で何件ぐらい出てきとって、それが調査、分析の結果、可、不可、調整中とか、交渉中とか、そういう分け方をすると、今の実態はどうなっていますか。ちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 西岡議員の各地区からの要望のことについてお答えさせていただきます。

平成26年度第1回目を7月25日に開催させていただきました、そのときに、各区から要望いただきました。先ほどもありました3月19日に2回目の区長会議を行いまして、1回目の区長会議のときでお答えさせてもらった中で、その後の進捗状況なりを回答、また説明をさせていただいたというところでございます。

本年度要望いただきました総数といたしましては、京都府に要望をいただくものとか、国土交通省、河川のことであつたりというものもありましたので、笠置町として、町として対応させていただける要望というものは53件いただきました。その中で、26年度中に何らかの対応をさせていただきまして済んでいるものは11件。予算を伴うものもございまして、それ以外で、例えば防災無線の説明であつたりというものは即行わせていただいておりますので、そういうもので11件あります。

平成27年度で予算の計上なり27年度の対応をさせていただくというお答えをさせていただいたものは5件ありました。できない、不可とお答えさせてもらったものは2件あるん

ですけれども、こちらにつきましては、民民での土地であったり、どうしても有害鳥獣になる銃器の使用のこともありましたので、こちらについては不可という形でお答えさせていただいております。今後、調整なり検討なりさせていただきますというお答えが24件ありました。以上、これが総数のほうと対応状況になっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 笠置町の関係するものだけが53件、府や国に対して言わんならんようなやつも含めて、総計は幾らですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 京都府や国土交通省の関係のものは67件になりますので、14件ふえるということになります。

議長（杉岡義信君） はい、西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。

これ、全区から67件の一応要望が上がってきたったということで、解決したのが11件ですか。27年度にできるやつが5件という話ですけれども、まず、私が言いたいのは、この回答は3月になってから回答しているようではあかんと思うんですよ。やっぱり、地域住民の声を聞こうと思ったら、言うてきているやつは早いこと回答を出してやらんと。やっぱり、これ7月でしたかね、出したのは。7月3日に出していますけれども、せめて9月ぐらいには、3カ月ぐらいしたら方向性と府へ言わんならんやつもあるし、当然あると思うんですけれども、その辺を言うて、やはり区民のほうへそれを回答したってもらわんとあかんと思います。これ、これからよろしく頼みますわ。区長会は年に何回されているかどうか知らんけれども、そっちのほうがあればですけども、そういう、早いこと回答したってほしいということと。

それから、ちょっとこれ回答の中身までは言いませんけれども、ちょっと、私の手に入れたところを見ていると、何か、これから現地調査を実施して府へ要望したいとか、そういう回答になっていますけれども、これ、1年も2年も前から言うてるようなことが、まだ、いまだに同じような回答をしているというのは、これ、ちょっとまずいですよ。だから、あかんものやったらあかんということで返事してもらったらいし、それやったらまたほかのことも区として考えるやろうし、その辺ちょっと頼みますわ。

それともう1点、ちょっと問題やと思うているのは、北笠置の、今、西口のガソリンスタンドの裏の道、水利がおりにいく、あれが、昔から消防の水利道ということで、あれが区の

土地やけれども、そういうことで管理していくということで、町のほうと話してやってもらっておるわけですよ。それを、いまだに何やこれ回答見ると、緊急車両の進入路としてなら何や協力したいというようなばかげたこと書いているけれども、これ、どういう認識でおられるんですか、町は。この消防の管理道という点について。

今、西口のほうも何か売却されて、今新しく来た人があそこの道とかいろいろさわっておられるんですけども、あれも、今もし火災とか、役場が火災になった場合は、水利なんか、あの道をおりて木津川へ入らんとないんですわ、水利は。せやから、それ、あそこを何か駐車している車も多いし、役場の車があの道には駐車していないと思うけれども、あそこを水利の進入口というような標示とかそういうものもしてもらったほうがいいと思うんですけども、その辺どういう認識でおられるのか、ちょっと町のほうの見解を聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

西口商店さん横の道路につきましては、新たに所有された方の認識不足と申しますか、間に入られた方との調整をいただきまして、どうもあそこに土を一旦整地されていたということがありましたので、そちらについては撤去いただきました。おっしゃったように、区の北部区で管理いただいている道路でもありまして、町有地の分と、それから個人の、購入に当たって敷地、道路の確保というところで立ち会いもさせていただきまして、道については、こちらにも公用車も置いている町有地でもありますし、草刈りもさせていただいています。

先ほどの水利の件につきましても、道のほうは、車がおられるように確保ということで、現の所有者さんのほうにも、以前に土の問題がありましたときに、お話もさせていただいておりますし、そこらはちゃんとできているかと思っております。

そのとき、草刈りのことをおっしゃっていただいていたので、要望いただいたときに、草刈りの件でということでお話しさせていただいたので、町のほうも町有地もあることから消防車も入りますし、草刈りについては協力しながらさせていただきたいと思っておりますという回答でさせていただいたように思いますので、そこはちょっと御了解いただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

ということは、消防の水利道という認識でおってもらえるわけですか。町として。せやか

ら、それやったら、ちゃんとそういう表示するなり、あとやってもらわんと、草刈りとか、桜の保全チームなんかでも刈ってもらうんですけども、あそこは。そういうことやから、この際ちょっと西口も変わらしたることやし、あそこをちゃんとしといてもうて、あれは消防の水利の進入路やということをちゃんと標示するなり何かしてもらわんとあかんと思うんですけども、その辺、ひとつよろしくお願いしておきます。そういう認識でおってくれるんやろ。管理下ということやろ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 管理委託権の道ではないですけども、もちろん緊急車両に入っていただく道ですので、そう面での管理はできるかと思えます。ちょっと、河川というところもありますので、町の道というわけにはならないんですけども、ただそれだけの進入路という標示になるのか、車両をとめないでくださいみたいな標示はさせていただきに考えさせていただきますので、お願いします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。せやから、土地はもうあれ区の土地やから、土地まで管理せいとは言わへんけれども、消防の進入路やという管理は、やっぱり消防の管理してはるのやから町のほうでやってもらいたいと、そういうことですわ。それについて、これ、その道を今のあんながらがらの道にしとかんと、一応車が通りやすいように舗装してくださいという要望出しとると思うんやけれども、それについてはまた検討してもらったら結構やけれども、そういうことでお願いしたいと思えます。

それでは、次に移ります。

3項目めは、笠置町地域防災計画についてお伺いします。

これは、東日本大震災以降の、国や府の防災減災に関する動きを踏まえて、今回改定しようとしているわけですけども、これは一応3月末までに最終案をまとめるということで聞いております。各地域を回られましていろいろやってもらっておるんですけども、これ、意見、要望収集してまとめられていると思えますけれども、その中で、特に次の3点についてちょっとお伺いしたいと思えます。

まず1点目は、河川の水位監視テレビカメラの設置、これ、多分区のほうにも要望していたと思うんですけども、この地域防災計画、この間、最終というか訂正案をいただきました。その中に一応、17ページの第5節に、各区の防災上の課題ということで出ておまして、これは2つの区から出ていますけれども、常時、河川の水位状況の確認がとれるよう整

備を行う等、災害時の連絡体制等の確立を図る必要があるということで、これ、載せられていますけれども、ここに載っているということは、これはやっていくということによろしいんですかね。それ、質問します。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの西岡議員の質問にお答えします。

笠置町の地域防災計画については、第2回目の防災委員会の会議を来週の月曜日ぐらいに計画しております。うちとしましては、今までの意見を取りまとめて、案というのができ上がりましたので、最終的な会議になろうかなと思います。その中で、今御指摘ありました河川の水位の監視テレビの設置の件でございます。これも、以前に西岡議員からも質問いただいていたと思います。

そこで、いろいろ調べましたところ、打滝川と白砂川の合流点付近につきましては、京都府のほうで監視カメラを設置しております。それは、京都府のホームページから閲覧できるようになっております。それを、笠置町のケーブルテレビのほうに接続可能かどうか。要はネット環境の整備が必要になろうかなと思います。あくまで、それをやるに当たっては、現在宇治の行動情報ネットワークのほうに依頼をしているところでございます。ただ、できるとなった場合でも、費用がどれぐらいかかるか、それによってうちが実施するかどうかは、いずれ決定させていただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、京都府のホームページから危機管理のウェブサイトへ入っていただいたら監視カメラがあります。それは、ちょっと確認いたしましたところ、夜の8時ぐらいでも水位のほうは見られるような状況です。現況では、今申し上げました部分での京都府のホームページから閲覧していただけたらいいかなと思います。ただ、それらのホームページも見られない方もおられますので、その辺については、防災無線やら、また消防団の方々をお願いしながら啓発を図っていききたいと、そのように考えております。

一方、木津川の分につきましては、なかなか非常に難しい部分がございます。現在のところカメラは設置されておられません。それを一番低いというんですか、いつも問題になる有市付近でのカメラの設置というのも一つの考え方としてあろうかなと思いますけれども、今、京都府のほうでも、その部位についてかさ上げというんですか、そういうのも計画されているには聞いておりますので、その状況も見きわめながら、今後は対応を考えていきたいなど、そのように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） これは、何で言うのやというたら、去年、おととしと、台風18号、それから集中豪雨あったときも、深夜ばかりなんですよ、増水してきたのは。せやから、晩になったら、昼間やったら我々も自然の対岸の場所で、あそこまでつかったら危ないとか、そういう判断しとるんやけれども、これ、最近夜ばかりなっているんで、夜になったら全然見えないと。ところが、うちの笠置テレビの何や監視カメラが、あそこの沈み橋のところと飛鳥路の、それで仲川さんの前か、あそこを映るようになってますわね。あれをもうちょっと整備してもうたら、夜でもどの辺まで来とるなというのはわかると思うので、それを活用していただいて、これ、ぜひやってほしいなど。そんなパソコンで見るとか何やというのは、もう年寄りもできへんし、笠置テレビなら誰でも見られるやろうから、特に、それはお願いしておきたいと、考えていただきたいと思います。

それから、2点目は同じことなんですけれども、このダム放流警報、これ、やられていますけれども、先日も放流警報の放送あったんですけれども、この間は昼やったかな。これ、晩、深夜で、もう2回とも台風18号のときもそうやったんですけれども、締め切って深夜寝とったら、もう全然わからんわけですわ。あの大きいサイレンの音でも、わからん。せやから、せっかく防災無線が笠置町はあるんやから、このダム放流警報とか、それからダムの放流量、何トンぐらい今からほかすとか、そういう情報はわかったら防災無線で流してもらようにということは、これも私は以前からお願いしとったと思うんです。

この防災計画の中にも、これはうたわれていますわね。48ページには、情報収集及び伝達というところで、町としたら、収集した情報を迅速かつ正確に関係住民に伝達すると。かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努めるということをやっているのやから、その辺、ひとつこれを取り上げてもらってよろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後にもう1点、先日、左京のほうで我が町の災害ボランティア講座というのが行われました。これに私も参加したんですけれども、その中で、言っておられたことは、災害ボランティアセンターの設置、この件についてお話が出てきました。今、企画観光課に臨時で来ておられる方、どなたやったかな、おられましたね、女性の方。あの人も、これは、ぜひいい話聞かせてもらったということで、やっぱりやっていかなあかんという感想を述べておられましたので、これ、このセンターの設置はぜひやる必要があると私も思います。

既に、和束はもう26年度で実施したというふうに聞いております。南山城村も27年で実施するというようになってきているように聞いております。笠置町も、ぜひこれは、ちょうど防災計画の見直しの際でもありますので、ぜひ、これは取り入れてもらってやっていただい

たほうがいいと思いますので、その辺について、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの西岡議員質問にお答えします。

まず、1点目につきましては要望ということで、防災無線の部分でございます。これについては、確かに地域防災計画案の中にも載っております。ダム、町、地域住民との連携を保った中であるということでございます。ただ、何でもかんでも無線で入れるんじゃないし、ある一定のマニュアル的なものを担当のほうで作りまして、国交省のホームページでは、木津川の水位は有市付近では確認できますけれども、入っているのが水防団の待機水位の5メートル、以降、氾濫警戒水域とかはメートル数入っておりませんので、その水防団の5メートルというのがある一定の目安になるんじゃないかなと思いますので、それを基準に置いた中で無線を入れさせていただきたいと思います。

ただ、無線は入れるんですけれども、一番大事なことは、やっぱり人命という部分が一番でございます。よって、当町では、いつも警報が出た際には、自主避難の防災無線を入れさせていただいて、各区長さん等をお願いして、避難場所の設置をしているところでございます。それらの部分を踏まえて、いち早く避難準備情報なり避難勧告等々も、今後は考えていく必要もより一層あろうかなと考えております。

もう1点のボランティアセンターの関係でございます。これにつきましては、ちょっと詳しい中身等については存じ上げておりません。ただ、文言的には伺っておりますので、社協がやられたことの部分について、十分、連携を保った中で、前向きには検討させていただきたい、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 西岡さん。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

災害ボランティアセンターの件、これは、お話を聞いたら、やっぱり災害起こってからのことなんですけれども、確かに大きい災害になったら、ボランティアさんがようけ来てくれますよね。そういう人の整理というたら語弊あるけれども、どういうふうに働いてもらうとか、そういうことをやっていただくわけなんです。これ、町の対策本部だけが、それまで課がやったら到底できませんので、そういうことを社会福祉協議会と協定を結んで、そういうところは社会福祉協議会さんに仕切ってやってもらうというような形のものなんですよ。これ、職員の方も聞いておられたと思いますけれども、そういうことでぜひ取り入れてもらいたいと思いますので、よろしく。取り入れるのやろ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

ボランティアセンターの件についてお答えさせていただきます。

和東町も南山城村も26、27でされるようです。笠置町についても、現在、保健福祉課長のほうと、それから社会福祉協議会のほうとも話を進めながら、27年度中、常設ではないですけども、協定書を結んでという形で検討させていただいているということを御報告させていただきます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、わかりました。ひとつよろしく。さきの2点を含めて、よろしく願いしておきます。これで質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 6番議員、西岡良祐君の一般質問は終わりました。

7番議員、石田春子さんの発言を許します。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

最初に、12月17日の議会の中で、循環バスの運転手の運転の態度を批判した件であります。一部情報と私自身の調査不足の上、誤った発言をし、申しわけありませんでした。運転手の方々及び町民の皆さんにおわびし、訂正させていただきます。今後、議会の中でも、より慎重に発言していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

一般質問に入ります。7番石田です。

いこいの館の駐車場の件で、何度も質問しておりますけれども、昨年で、もう10年の任期が切れて、そのままいこいの館の駐車場を借りておられますが、最初のうちは12万ぐらい年間上がったんですけども、最近は三、四万と聞いておりますが、副町長に何度も交渉に行ってもらいました、値段の交渉に。回答ももらっていませんが。もし、値段の交渉ができなかったら、駅前の駐車場をこちらに持ってくるのか、そして、歯医者さんの横に借りている駐車場も一カ所に集めるとか、考えてはいかがですか。ちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

いこいの館の駐車場を借りておりますのは、前の谷川様からお借りしている駐車場が1カ所であると思っております。駅前の駐車場は、また別の方であります。先ほど、歯医者さんの横の駐車場とおっしゃいましたが、今は、その駐車場はお借りしていません。別に、もう民

間の方に分けて、分譲されたのかどうか知りませんが、何人かの方が車をとめておられます。

笠置の駐車場でございますが、笠置の駐車場については、はっきり申し上げて、石田議員からこれ何回も同じ質問をいただいておりますが、笠置については、土地の少ないところでもあります。できるだけ借りられるような駐車場がございましたら、できるだけお借りしておいたほうが、いざというとき、それから催事るとき利用させていただけるというように、私は解釈をいたしております。しかし、それには、借地料という料金もかさんでまいるわけでございますが、私は、笠置町の事情を勘案するならば、できるだけお借りをしたいなと、こんなふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

駅の下の駐車場も、聞いてみたら、年間3,000円ぐらいの売り上げしかないとおっしゃっていますし、いこいの駐車場も本当に車は、最近バスも1台もとまっているのを見たことありませんし、やはり、次にも質問しますけれども、老人クラブの2,000円減らすよりも、そういうことを考えて、駅の下の38万か40万、あそこ1カ所だけでも、そこにいこいの館の駐車場に持っていくとか、何度も言っていますけれども何の回答も得ていませんので。もう、10年契約であれば借りたんでしょ。だから、もう12年もなりますのでね。でも、更新ができなかったら返せとは言っていないので、そこに1カ所に置くとか。何度も何度も言いますけれども、歯医者さんのあそこにも大きい1台、あれは町の駐車場ですか。大型バスを置いていますでしょう、はい。それは幾らですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 石田議員からの再度の質問でございますが、私、何回も同じ回答をさせていただいております。笠置町は非常に場所の少ないところでもあるので、できるだけお借りできるところは借りておいたほうがいいのではないかと。私は、その駐車場で駐車料金を上げようという、そういった上げられればそれにこしたことはないんですが、上げることを目的に駐車場を借りているわけではないと思います。

先ほど私、歯医者さんの横の駐車場とお聞きしまして、それは確かに大型バスの倉庫になっている駐車場がございます。その駐車場はお借りをいたしております。駅前の駐車場でございますが、今、デイサービス等の工事も行っておりますし、包括支援センターのほうも産業振興会館に移ってまいりました。これについても、町の車の駐車が非常にふえてまいりま

した。そういった意味でも、駅前の駐車場はできればお借りしておきたいと、そんなふうに思っております。

包括支援センター等の福祉関係の車でございますが、車のとめるところがございませんので、駅前の駐車場にとめるようにという、町職についてはそういう指示をいたしているところでございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

包括センターの駐車場にしても、これがなかったらそのままあいているんですから、何もそこ1カ所を返したかて。そして、その場所の駐車場、それは幾らで借りているんですか。あそこの、歯医者さんの。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの石田議員の質問にお答えします。

まず、歯医者さんの横にありますマイクロバスの入っているところは、あれは、歯医者さんの家と一連一体化してしまして、あれは町の土地になっております。よって、賃借料は発生しておりません。

それともう1点、確かに今、議員がおっしゃった地域包括支援センター絡みの駅前の駐車場がございませぬ。確かに、産業振興会館の職員はそちらのほうへ駐車しに行っておりますけれども、ただ、申し上げたいのは、包括支援の持っている公用車等の駐車場について、今の借りている土地を利活用させていただいていると、そういうことでございませぬ。今後も台数もこれからもふえてこようかなと思っておりますので、産業振興会館への駐車は、来客者用の駐車場として当然確保しておく必要があるという思いで、公用車の駐車場としてそこを充てたいというぐあいに考えております。以上でございませぬ。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

いや、笠置町が財源が苦しくなかつたら私は何度も言いませんけれども、いつも財源が苦しくて、苦しい、苦しいと言うている中で、少しでも1カ所にでもできたらどうかなと思うことで私は質問しているんであつて、何も、お金を減らせとかそういうあれじゃない、財源のことを考えて、いつも私は言っておりますので。

そしたら、次に移ります。

老人手当についてですけれども、前にも言いましたですけれども、2,000円減らして

どれだけの影響があるんですか。ちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 老人手当について、1万2,000円であったのを1万円に昨年からは、2,000円だけ下げさせていただきました。この2,000円下げたことでどれほどの金額かという、その中身については担当課のほうからお答えをさせていただきます。

私のほうからは、実は、この老人手当というのも、笠置町独自の事業であります。前回の議員の中からも、町独自の事業の見直しをいうことが言われました。私も、そのとおりであらうと思います。町独自の事業の見直し、例えば、今現在、石田議員から出ております老人手当もそうです。関西線の電化促進会の事業もそうです。いこいの館の無料券、これも町独自のものです。もう一つ、一番大きいのは、身体障害者4級のこの補助事業の見直しを、実は私はやりたいのですが、これについても前回、以前に議会にも諮らせていただきましたら、こういったものまで切るのはどうかということで、いろいろ議論の中で存続ということになってまいりました。私は、でき得ることなら、前回の議員もおっしゃったように、町独自の補助事業を徐々に切らしていただきたいという思いでいるところでございます。

老人手当については、私、町長就任当時、全部切らせていただきました。老人手当そのものを切らせていただきましたが、やはり、町内の方から、老人手当、年寄りをいじめることはまかりならんというお叱りを実は受けまして、もとに戻した経緯もございます。そういった経緯も含めて、1万2,000円。2,000円のことで、金額的には本当にそんなに大きな金額にはならないと思うんですが、できれば、これからの笠置町のあり方ということも考えながら御理解をいただければなと思います。

後の数字的なものについては、担当課からお答えをいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの石田議員さんの額的なお話でございます。

一昨年からは、老人手当の減額にまつわる協議については、議会のほうで十分御議論いただいて、少々、子育て支援のほうに回そうというふうな中での議論の結果だと認識しております。額的には、25年度の決算で270万弱、270万若干切っています。それと、まだ26年度決算は出ていないんですが、予算額としては、220万少々。ですので、約50万の財政的な影響が出ておるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

前にも聞いておりますけれども、前にも、老人からの苦情ですぐに、町長、もとに戻されましたわね。そして、また2,000円減らすというたら、町のほうに苦情は今来ていないんですか。私は何度も聞いておりますけれども、町には何も、後の2,000円は何も聞いておりませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいま、石田議員の御質問でございますが、町職担当者のほうにはどのような話になっているかわかりませんが、私のもとには直接お電話をいただいております。その都度、御説明を申し上げて理解をいただいております。やはり、現在の町財政のあり方、それから行政のあり方についても、いろいろとお話を申し上げております。一度電話かかってまいりましたら、30分以上の長い電話となる場合もございます。その都度、その御本人には御理解をいただいているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

私も何度も聞いておりますので、2,000円は、2,000円というけれども、2,000円はどれだけのあれやというて叱られるときもありますので、なるべく戻されるものなら半分でも戻してあげてください。

そして、次に移ります。これも、中央公民館におきまして老朽化しているからということで、統合したらどうですかということを行っています。どのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの石田議員の御質問でございますが、中央公民館が老朽化しているということで、前回も同じ質問をいただきました。そのときにも回答させていただきましたが、笠置町の中央公民館は、一応、教育委員会のほうに無償譲渡いたしております。中央公民館は、今でも教育委員会の笠置町の分室が入っております。それから図書館もございます。それから、民間の団体の方でございますが、食改さんですか、厨房を使っておられます。そういったことで、現在も使用しておられる方があるわけでございます。

石田議員の前の質問の中で、産業振興会館の中に教育委員会を持っていったらどうかという話もございました。そういったことも検討させていただきましたが、今は、包括支援センターなりが入りまして、もういっぱいの状態にございます。教育委員会がほかのところに移転できますようない場所があればよろしいんですが、確かに、石田議員おっしゃるよう

に、中央公民館も老朽化してきているのも事実であります。裏山のいわゆる警戒区域ですか、そういったことも含めると、やはりできることなら解体の方向に持っていきたいんですが、今の状況ではそういった状況ではないということで、今後の流れの中で、町をどのように構成していくか、地方創生がどのような流れになっていくのか、そういったことも含めながら考えていかなければならないと思っております。

老朽化の件については、確かに老朽化いたしておりますので、その辺も含めて考えてまいりたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

最近は、もうさわやか会も振興会館でしておられますし、事故が起きてからでは遅いので、なるべく早く考えていただいたらよいと思います。やっぱり、もう老朽化して、みんな近所もよけておられますので、なるべく早く事故のないうちに、何にも今は行事はやっている、やっているとおっしゃっても事故が起きたら、この前もテレビで放送していたように、山崩れして亡くなったお方もおりますので、なるべく早く考えていただいてよろしく願って、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 石田さん、答弁はいいか。

7番議員、石田春子さんの一般質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後2時35分

再 開 午後2時45分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

2つのことで質問したいと思いますが、同僚の瀧口議員が土砂災害警戒区域について質問されましたので、かぶることがあると思いますが、許してください。

土砂災害防止法の改正、公表義務に伴い、京都府は2月24日に土砂災害警戒箇所の基礎調査結果が公表され、4,281カ所が発表され、うち3,521カ所が特別警戒区域に相当するとされました。

笠置町の基礎調査は、先ほど総務課長が終了しているとされましたが、それは平成26年笠置町の地域防災計画の中の平成26年11月7日に告示された11件がそれに該当するん

ですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成26年11月に告示されましたのは、切山地区の分に当たりまして、11件が箇所数となっています。土石流と急傾斜地、それから切山地区には地すべり1カ所を含んだ11件となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

今、私は特別地域防災、笠置町の防災計画の中で平成27年11月7日に11件告示されたと表示されていたし、それが今回のされた分ですか。平成25年とかいろんなあるかもしれませんが、一番最後に行っているのは、たしか平成25年か23年の分やったと思うんです。それを聞いているんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

最終に行われましたのが先ほどの26年11月に告示されました切山の分の11カ所になります。それ以外の地区につきましてはもう既に平成25年であったり、一番古いので22年3月に指定されているものもありますので、一番新しいものが26年11月の11件になります。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

たしか、基礎調査が終われば、府が市町村の通知、住民への説明会実施、意見調書を経て指定するとなっておりますが、笠置町は、そういう住民への説明会実施、意見聴収は行われましたか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、指定の順序につきましては、現地調査の後、住民説明会がありまして、町への紹介、それから京都府へ回答されました後、指定となります。最近の今の26年11月に指定されました切山地区については、26年5月に住民説明会も終わってお

ります。その後うちのほうに照会が来まして、回答の後、11月の指定となったものです。それぞれの地区の指定につきましても、指定の大体半年から1年ぐらい前には住民説明会も開催されております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

これは多分言われているのは昨年の広島の大災害のとき、崩れたところが危険区域の指定を入りたいのに下の住民が地価の価格が下落するというため反対したため、それを入れなかったためと何も入れられなかったと聞いております。それで、この笠置町の場所は指定されている場所は今までどれぐらいあって、イエローゾーンとレッドゾーンはどれだけに分けられますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

田中議員の御質問ですが、笠置町で指定されている箇所は、警戒区域と特別警戒区域を含めまして92カ所になります。その中でレッドゾーンと言われる特別計画区域は70カ所になります。警戒区域のイエローゾーンは、それを除きました箇所数22カ所となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 一つ聞くのを忘れていましたけれども、笠置町には、昭和28年以降に指定されたところは全部で何個あるんですか。たしか、これは昭和28年にされたのが一番先あると思うんですけれども、それで何箇所ありますか。聞くのを忘れていましたけれども、全部で、現在のところ。

議長（杉岡義信君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

今回の特別警戒区域等につきましては、先ほど建設課長が申しあげました土砂災害の対策防止法に基づきまして、各都道府県が調査したものでございます。よって、ゼロから、要はやり方として上からの航空写真やら地形等々を勘案した中での全国で指定したわけでございます。よって、28年の山城水害、また30年の災害等々は全然関係ございませんで、新たに指定されたという部分で、今回、住民の説明会をそれぞれの地区でやらせていただいて、それに基づいて報告、要は告示されたものでございます。よって、重複しているかもわかりませんが、一からやったということで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

す。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

それでことし4月1日から施行される京都府の森適正な管理に関する条例に対して、この補助金対象になるのが多分レッドゾーンもしくはそれに準ずることとなっていると思うんですけども、補助金の予定額は京都府で500万、50カ所で2分の1の20万の2分の1の10万で50カ所を見ているんですが、1カ所の事業費の補助率は2分の1で上限100万とするとあるんですが、これは間違いありませんね。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田靖志君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

本御質問につきましては、京都府の要適正管理森林等災害予防事業費というものに係る内容かと思われますので、今御質問いただきました予算額並びに補助率等につきましては、山城広域振興局農林商工部森づくり推進室に確認いたしましたところ、御質問いただきましたとおり、平成27年度では補助金ベースで総額500万円を予定しているとのことでございます。その算定基礎といたしましては、京都府全体で箇所数として50カ所程度、事業費として1カ所当たり20万円程度ということ想定したものでございますが、上限額として事業費で200万円、補助額にして100万円を設定しているとのことでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 今の質問で、100万円というのは、予算額500万の中の50カ所以外にでもまた適用されるということにとっていいんですか。それとも500万以内で100万という見当なんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田靖志君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

何分、京都府の予算のことでするので、私のほうからはっきりとしたことはちょっと言えないかもわかりませんが、確認いたしましたところ、先ほど私50カ所程度というような形で申し上げたんですが、これはどういった工事等を想定しているのかということで確認いたしますと、民家に隣接している裏山で、例えば枯れかけている木があるとか、例えば雨で地盤が緩んでちょっと傾いてきているような木があるというような場合、これはあくまでその山自身が要適正管理森林というものに指定されておった場合のことです。

そういうふうな場合に直接民家等に影響を及ぼすような樹木、1カ所当たり1本とか2本とか、そういうふうな小規模のものを除去するための費用というものを想定しているということで、京都府は範囲が広いですが、全体で50カ所程度、それを1回行うのに20万円程度、合計それをかけまして1,000万円の2分の1補助で500万円という予算の積算の仕方をしたということでございます。上限額を設けておりますのは、地形や場所、例えばそういったような本数が多く固まっているといった場合、1カ所当たり20万ではいかずに200万円かかる場合もある。それ以上の場合もあるかも知れませんが、一定上限額として200万円の補助金ベースで100万円ということで想定しているということでございますので、当然のことながら予算総額500万円の中の、もしそういうふうな大きな規模があれば、500万円の中の100万円ということの扱いになるかと解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） ありがとうございます。

次に、にぎわいプロジェクトについてお聞きします。

地方創生は国の取り組みの中で、にぎわいプロジェクトは京都府山城振興局が相楽東部3町村への取り組みとして、相楽東部ふるさとのにぎわい創造プロジェクトに予算がついて新年度は南山城村がモデル地区に指定され、次年度からは笠置町、和東町にも広げて移住を目指すがありますが、笠置町はこのプロジェクトに対してどういう取り組みをされますか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

相楽東部ふるさとのにぎわい創造プロジェクトについてでございますが、平成27年度から新規事業といたしまして、移住呼びかけ人による相楽東部の活性化支援としてモデル地区を設定し、移住促進を目指す事業となっております。

御存じかと思いますが、この事業の内容といたしましては3点ございます。まず、1つ目につきましては、移住呼びかけ人の認定。これは町村に移住されておられます方を移住呼びかけ人に認定し、その方が持っているネットワーク等を通じて都市住民への移住促進をするものでございます。それと2つ目につきましては、にぎわい創造プラットホームの設置。これは、移住呼びかけ人、地域住民、大学、それと関係者等が情報を共有し、移住者の定着に向けた取り組みを推進する。3つ目につきましては、移住呼びかけフォーラムの開催。これにつきましては、都市部において相楽東部の魅力を紹介するといったこの3点が事業の

内容になっております。

これをどのように取り進むかという御質問でございますけれども、こういった内容によりまして、今後、京都府と協議し、そしてまた京都府の指導を受けながら移住促進に取り組んでまいりたいと考えております。ちなみに現在移住促進につきまして、各区長さん初めいろいろと御協力をいただきながら進めておるわけなんですけれども、そういった中で京都府に移住相談窓口というものがございます。そこには移住コンシェルジュ、これは京都府の嘱託職員に位置づけられている方がおられるんですけれども、その方とも連携を図りながら進めているところであり、1件、移住相談窓口からの紹介におきまして笠置町にも一家族と申しますか住んでいただける運びとなりましたので、今後もそういった方々と連携を進めながら移住促進に努めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

最後に、町長に、移住を目指すために、催し物とかミニ体験に取り組まれる気持ちはいかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 田中議員の移住促進についてということでございます。

笠置町の場合、春、夏、秋、冬の四季を通じていろんな催事を行っております。こういった催事も笠置町の魅力を発信するのに大いに役に立っているのではないかなと思うわけでございます。そして、移住促進の場合、笠置町の場合、一番問題となってきますのは、受け入れ側の住宅がなかなか見つからないという大きな問題もあるのも事実でございます。こういった面も含めて、できる限り人口をふやすための一つの手段としても、私は移住の促進に努めてまいりたいとこんなふうに考えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 1 番議員、田中良三君の一般質問が終わりました。

2 番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

2 番（向出 健君） 2 番、向出です。

質問通告に基づいて一般質問をさせていただきます。本日は3項目にわたって質問をさせていただきます。

1 つ目は、地域創生についてです。

2つ目は、デイサービスの民営化と行政運営についてです。

3つ目は、くみ取り業務の改善についてです。

まず、1つ目の地域創生について質問をさせていただきます。

国のほうでまち・ひと・しごと創生法が策定され、それに基づいて国のほうからお金がおりてきています。議会2日目の補正予算でも、関連の事業としてプレミアム商品発行の事業、それから総合戦略の作成委託、また駅のトイレの水洗化、さらには空き家対策など主な事業を説明されて、予算も通りました。それ以外に、まちとしてどういう政策を、このまち・ひと・しごと創生法、地域創生まちづくりについて考えているか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 地域創生ということで、笠置町としては具体的な方策でどのように考えているかということであります。

現在は、先行型事業ということで皆様方にも御説明をし、御理解をいただいているところでございます。そういったもののほかに、これから進めていく一番大きな事業としましては、一つは農地の有効利用。荒廃農地の有効利用ということをまず考えております。それから、福祉の関係の充実、これらも町として考えていかなければならないだろうなということも思っております。それからもう一つは、いこいの館のあり方、こういったものも今後大きな柱になってこようかとも思います。そういったことも含めて、平成27年度で具体的な計画をまとめながら、28年以降、徐々にその計画した事項について実施をしていかなければならないだろうと思っております。今の私の考え方ではそういったこととでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

今、町長から説明がありました。以前からも町長は、まちづくりには一つは仕事の問題があるというふうに答弁をいただいておりますけれども、この仕事起こしという点についてはどのような政策を考えておられるのでしょうか。例えば起業したい。例えば観光のまちですから、何か土産物もしくは何か食べ物屋さんをしたいなどのニーズに合わせて町が主導して起業の支援をする。または資源、まちの資源を生かした取り組み、先ほど小水力発電の質問もありましたけれども、例えば太陽光の問題とかそのようなエネルギー政策で仕事をつくる、そういった具体的な取り組み、考えておられましたら答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの向出議員の質問の中で、仕事起こし、起業支援とか、笠置の

持っている資源をいかに有効に利用していくかというところから職場づくりを考えようということであろうと思います。

私は、笠置の場合残念ながらこれといった、これは絶対にという産業もないのも事実であります。しかし、私は常々、笠置は観光のまちであるということを申し上げておりますが、その観光資源ということについては、笠置の場合、非常に豊富な資源を持っているように私は思っております。そういった面から何らかの起業というんですか、新しい仕事を見つけ出すというのも、私はそんなに難しいことではないのではないかなと。

例えば、ただいま河川法の規制に緩和によりまして河川敷で利用方法が広がりつつあるということも聞いております。下流では、観光協会が再度設立されました。観光協会が設立されたと同時に、新しい何か企業を起す方があらわれないうかろうかなと。笠置の河川敷は、橋を挟んで下流だけじゃなくて、上流も非常に大きな観光の要素を持っているところでもあります。以前の笠置町の観光は上流であったように、私は認識をいたしております。そういったことも含めると非常に資源が多くあるんだということを感じているところです。

先ほど申し上げました荒廃農地の有効利用についても、新しい仕事と結びつけられるような事業になればいいのになという思いを持っているところでございます。まだ具体的に、じゃ、どこで何をというところまではいきませんが、そういったことも含めて我々、住民と一緒に何らかの形の仕事を見つけていきたいと、そんなふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

起業支援についてなんですけれども、なかなか仕事したいなと、何かやってみたいなと思っても、住民の方からなかなか積極的に動くというのは難しい面もあるんじゃないかと思えます。そこで町として、積極的なプランの提案であるとか、相談体制であるとか、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

それから、いわゆる若者の定住政策、U・I・Jターンの支援策ということになりますけれども、以前のときに、府の事業として、明日の村人移住促進事業というお金がつけました。それは移住される方の家の改修の費用に対して補助するなどの内容でしたけれども、ところが二親等以内は補助の対象にならないという条件がついていましたけれども、例えばこうした条件についても府のほうにも外していただいて、特にUターンです。一度笠置に住まわれている方で外に出て行った方、そういう方が戻ってくるというのが、移住促進の中では対象として一番わかりやすいんじゃないかと。ところが、今言いました府の事業でもそうした制

限があるという中で、若者の定住策とともに、そうした上乗せの補助、今言いました、町独自でも改修の上乗せ補助であるとか、例えば家賃の補助であるとか、そうした政策も考えられるのではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 向出議員おっしゃるように、若者の定住策、Uターン、Iターンを含めて支援策ということでございます。

ただ、その府の事業に乗っていくということになりますと、ある程度の制限がかかってくるわけでございます。そういったことを含めて、これからの若者の定住策というのは、私は町の基本にかかってくるように思います。若者、出生ゼロの話が、ことしの1月3日から新聞報道されまして、非常に問題になったところではありますが、やはり子供がいないということは、若者の定住がないということであると思います。

私は、もう一つは、町にとっては生産人口ということ考えた場合に、若者、そして納税義務のある方の定住というのは、自治体にとってなくてはならないものであるんだという認識は持っております。そういった中で若者の定住というのは、私はなくてはならないものであるという。残念ながら笠置の場合、結婚されるとほとんど町外のほうに出て行かれます。どこへ出て行かれるんかというそういう追跡の調査をいたしましたら、もう木津か、加茂、ほんに隣のところへ移っていかれます。そういった原因というのは何かなという。やはり行政のあり方というのは、そういったまず原因に目をとめながら、今後の方策をつくっていく必要があるだろうと私は思います。若者が定住できるようなまちづくりを進めていかなければならない。これは当たり前の話なんですけど、やはり難しいものだと思います。

笠置町の場合も、笠置町の農村移住促進事業という事業も行っておりまして、これから若者も含めた移住の促進に努めてまいりたいと思うわけでございます。自治体の今後の知恵が求められている時代ではないかなと、私はそんなふうにも思います。皆さん方にもどうぞ今後とも御協力を賜りたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

移住促進の問題で難しいのは、国からの補助だけではずっと今後も補助が続くのかどうかわからないと。それから、住まわれた方が定住するためには、経済の循環ということで仕事、そこで住み続けられる状況にないといけないと。しかし、当然のことながら、補助金、例えば家賃補助にしても、改修の補助にしても、永遠とお金を出し続けるというのは財政的には

無理があるということで、そうした財源の循環をどうしていくのかとか、そういう話も含むのでなかなか難しいとは思いますが、しかし、国のほうでも地域創生ということでお金がせつかくおりにきますので、呼び水として、とりあえずの政策でも移住してもらおうと。整備、環境整備も大事なんですけれども、住んでいただいているところだなと感じていただける場合もありますし、全て完全な準備ができないと移住が難しただけではなくて、制度的にはそうした政策を進めていっていただきたいなと思っています。

それから、子育ての支援についてちょっとお聞きをしたいんですけども、まち・ひと・しごと創生法のメニューの中で、京都府のほうでも第三子、3番目の子供以降の保育料を無料化すると。笠置町では、人口減少の中でなかなか第三子まではいかないんですけども、例えばそうした無料化についてはどう進めていくのか。または、子育て支援全般としてどういった政策を考えられておられるのか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの御質問の中で保育料の第三子、これは地域創生事業の財源にしてもいいよというようなメニューでございます。笠置町の場合、該当する人は当然でございますが、創生事業でうたうほどの財源手当ては必要ないというような中で18歳までの3子換算の保育園児については無料化、無償化を実施いたします。京都府のほうは所得制限つけておりますが、笠置町につきましては、第三子については所得制限なしの無償化を実施させていただくというふうなことで、方針決定させていただきました。

それから、あと子育て支援全般、地域創生事業の絡みとはちょっとはみ出るかもしれませんが、御質問あった中ですが、子育て支援というのは直接的な政策と、それから側面的な政策があると考えております。直接的には、いろいろ、先ほどの老人手当の反面で子育て支援医療拡充させていただいている、単費事業の拡充という面も当然支援事業になりますし、それから今、第三子の無償化、それから保育園児については以前から笠置町独自の減免制度を適用させていただいています。基準額、国の公示価格を限度として、町の実情に合わせて保育料を定めることとしておりますが、簡単に言いますと、保育園費に係る費用を保育人数で割るわけなのでございますが、笠置町の場合、当然膨大な1人当たりの金額になります。そんな保育料というのは当然無理なわけなのでございます。その中でも一定のルールの中で基準額を定めまして、基準額の10%減免というのを設定させていただいているところでございます。あと、子育て支援のメニューがさまざまございます。今言いました医療費助成、

それから当然側面的な支援で笠置町でも最近全国的に件数ふえている児童虐待の関係については笠置町も漏れず案件がございまして、それにかかなりの側面的な支援をさせていただいているところでございます。

それから、そのほか、ひとり親家庭、幅広くいえば妊婦健診の拡充もしておりますし、乳幼児健診、平成12年でしたか権限移譲で乳幼児の健診を町で実施するようになって、人数は御承知のとおり少ないんでございますが、児童虐待とともに保健師の拡充で重点的に事業を実施させていただいているところでございます。

それから、きのう、ちょうど児童福祉の母子保健の担当課長会議がございまして、一日京都府で勉強させていただいたところでございますが、国も府も子育て支援センターという機能を持たせまして、町もそれに連携を強く持って今後支援策と一緒にやらせていただく、イメージ的には介護の包括支援センター的な役目を府が立ち上げられる。そこでいろんな支援策をきめ細やかに連携をとれるような体制づくりが実施されます。そういうことを十分連携をとりながら実施させていただきたいと考えているところでございます。

大まかはそのとおりでございまして、それでまたちょっとつけ足してお知らせしておきたいのは、本年度も子育て世帯臨時給付金というのが実施されるように予算化されました。児童手当に加えて、本年度も子育て世帯臨時給付金を実施される。金額等についてはまだ周知してないところですが。それから障害児支援のほうも拡充していくと。笠置町も当然該当事案がございまして、保健師、あるいは保育担当者とも十分にフォローアップをして支援策の一つの強化というふうな形でさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

子育て支援で答弁いただきました。

子育てする中で一般的に例えば1人当たり大学までかかる費用が1,000万という試算もあるように、経済的な理由で子供を産むのをためらう方、こういうのを少しでも支援していくというのがこの子育て支援の大きな役割かなと。移住促進というより、少子化対策という点で大事なんじゃないかなと思うんですけども、そうした観点に立っていただいて、ぜひ政策を進めていただきたいと思います。

それで、住居対策についてもお聞きをしておきたいんですけども、以前から空き家対策の問題については何度か取り上げさせていただいているんですけども、今回の中でも例えば家の

片づけが、空き家貸す方でもネックになっていて、コンテナを借りてそこに家の片づかないものを一旦とりあえず一時的に移動させて、貸し手が貸しやすくするというようなことをするというふうにお聞きをしています。

それから公営住宅についても老朽化が進んでいる中で、耐震が難しいというものについては、新しく若者向けのものも考えられるのではないかと、ちょっと町長のほうから少しお聞きをしていますけれども、この住居対策、今回の地域創生との絡みで何か事業を考えられておられましたら答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 住居対策でございますが、先ほど向出議員もおっしゃったように、空き家もたくさんあるんですが、家財道具があるとか、あるいは仏壇があるとか、いろんなものがございましてなかなか思うように貸し手が見つからないという状況にあります。また、町営住宅にいたしましても、これ公営住宅の長寿命化事業をことしから進めていかなければならないんですが、有市団地については耐震の改修の対象になってくるわけでございます。そのほかの住宅については、申しわけないんですが、耐震の対象にならないという、もう建てかえの時期に来たのではないかなという思いがあるわけでございます。

公営住宅も私も何度も申しておりますとおり、若者も好んで住んでいただけるような何らかの公営住宅、いわゆる町営住宅を建設することができないかなという、その事業もできれば地方創生の流れの中で考えていくことができれば一番いいのではないかなという思いもあります。何らかの、震災等起こりましたときに、耐震も済んでいない町営住宅でそういう事故が起こりますと大変なことにもなってまいりますので、私はできるだけ早い時期に何らかの手を打たなければいけないのではないかなという、そういった思いでいるところであります。

いろいろ、これから地方創生についても議論がなされていくであろうと思います。そういったことについても、ぜひ地方創生委員会の中でも検討いただければありがたいかなと、そんな思いでいるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

地方創生については、今回、お金がおりてきて総合戦略も立てられるということで、具体的な政策についてはこれから進められていくと思うんですけれども、私もいろんな提案させていただきたいと思っておりますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思うんですけれど

も、午前のほかの議員の方からもこの問題については質問が出ていましたけれども、住民の方の意見も十分反映することとか、大事かと思うんですけれども、お金の面で言いますと、国の補助というのを頼りにしないというのはなかなか町財政では厳しいと思いますので、国の財政は十分に当てにしたらいというのが個人的な考え方なんです。

ところが一方で、国が何でも主導して上からおりてくる政策ばかりをさせられるというのも、また問題があるという中で、お金はもらうけれども知恵は町が出すということで、ぜひ今後、自分も協力しますのでお願いしときたいと思います。

それでは、2つ目の問題について質問させていただきたいと思います。

デイサービスの民営化と行政運営について質問させていただきたいと思います。

まず、この問題を取り上げる前に、なぜこの問題を質問させていただくかという趣旨についてちょっと説明させていただきたいんですけれども、住民の方からも幾つか疑問が出されたこともありまして、議会2日目でも南側の道の拡幅について、気づいたら基礎が道の幅まで来ていたと、これはちょっとこちらのミスだという答弁も町長のほうなどからもありましたように幾つか問題があったと。問題、なぜそういうことが起きたんだろうかということを考えて、多分その原因というのは、やはり十分な議論がなされなかったからではないか。多くの意見をもう少し聞くような場を持てれば、そうした意見も出て、そういう問題も回避されたんじゃないかなというふうに思いますので、この質問の意図を御理解いただきまして、質問の中身に移っていきたいと思うんです。

質問項目、質問の流れの関係でちょっと前後すると思いますけれども、1つは、今言いました道のいわゆるいこいの館の南側の道側、ずっと区のほうからも要望が出ているとお聞きをしているんですけれども、マツヤマ薬局のほうの建物が道の幅いっぱいまで来ていて、その部分についてはちょっと拡充ができる状況じゃなくなってしまったと。それについては、こちらの行政側の落ち度だというようなことも言われましたけれども。

本来なら、これは伊左治医院さんなりの業者発注なのか、ちょっと確認できていませんけれども、土地の、町の土地を貸すわけですから、本来なら事前に確認作業というのを工事始まる前にするんじゃないかと思うんですけれども、その点どのように進められたんでしょうか。例えば伊左治医院さんのほうが勝手に発注してしまったのか、そこらあたりの説明を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの向出議員の質問でございますが、確かにおっしゃるとおり、

グラウンドの南側に現在薬局が建設されました。建設されましたが、全く違法なものではございませんで、グラウンドの借地ということについては、現在建っております薬局そのものが、その借地というんですか、対象地に当たるところです。

ただし、町道に面した部分について南部区のほうから町道の拡幅についての要望をいただいております。確かに私も、その要望をいただきながら何年か経過をいたしております。なぜその町道の拡幅ができなかったかといいますと、一部民有地がございまして、民有地の用地交渉がまだであるという、そういうこととございます。これからその民有地についても持ち主の方と交渉をさせていただきたいと思うわけとございますが、もし、不調に終わったとしても、でき得るだけのできる地、今いる土地もございまして、そのできる土地というのは、いこいの多目的グラウンドの一部であります。そういったところで、できるだけ早期に拡幅工事を進めていきたいと思っております。

デイサービスが4月1日から開設いたしましたら、車の通行も多分多くなるであろうと思っておりますので、できるだけ早い時期に町道の拡幅を行ってまいりたいと思っております。実は南部区からもその御指摘をいただきました。いただきましたんですが、もう既に事遅しということで、皆さん方にも御説明申し上げているとおり、もっと事前に確かな説明をしておくべきであつたらと思うんですが、そういった説明もおくれたということで、現在のような状況になったわけとあります。そういった状況の中でできるだけ早い時期に町道の拡幅を行ってまいりたいと思っております。高低差もそんなにあるわけでもございませんし、できるだけ早い時期にと考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

それと関連しまして、伊左治医院さんの移設に伴って、以前から3分の1の面積ぐらいになるんじゃないかと、それはいかないかぐらいの面積で建てるというふうにお話は聞いていたんですけども、実際にグラウンド、道を塞ぐ形に実際は建っているということなんですけれども、できるだけ道というのは一般的に通り道は確保するほうが好ましいんじゃないかという思いもあるんですけども、今現在、ゲートボール場横からグラウンドを通過してデイに行く坂道というか、あの道のところ、実際通り抜けている車も何台かおられましたし、道として使われたと思うんですけども、今現在はそこは塞がれた状態になっていると。これは防災上の観点などから問題はないんだろうかという気もするんですけども、この点についてはちょっと問題意識として持たれていたのか、余りそこは問題がないという判断になっ

たのか、その点をお伺いしたいんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） ただいまの向出議員の質問でございますが、グラウンドを道路として使っておられたということですね。現在、医院と薬局の立っているところのちょうど境目ぐらいを車が通っていたということですね。

はっきり申し上げて、多目的グラウンドは道路ではございませんので、通行は、私は、基本的にはできない、そんなふうに解釈をいたしております。だから、先ほども申し上げたように、デイサービス、4月1日から開始をしましたら、多分もっと車の通行が多くなるであろうということを予想しているんですが、あの多目的グラウンドについての車の通行についてはお断りを申し上げたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

こうした問題を取り上げますのは、最初に言いましたように、実際にはいろいろ十分な検討がなされたかどうかちょっと疑わしい点がありまして、今後こういう行政運営についてはしっかりと住民説明会の開催ですとか、議会にもう少しきちっと諮っていただく、そういうことをしっかりしていただきたいなと思うんです。そのことによっていろんな意見が出て、それで一部の人の目では届かなかった問題意識とかが洗い出されてよりよいものができると思いますので、ぜひそのような行政運営に努めていただきたいと思うんですけれども、それに伴って最後に少しお願いと申しますか、要望しておきたいんですけれども、伊左治医院さんとの貸借の契約書、ぜひ議員のほうにも配付をしていただきたいと思うんです。その点も含めて答弁を求めたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの御質問でございます。

まず、向出議員さん、住民に密着されていろいろな意見をお聞きして御質問されているというのは重々承知なんですけれども、それとは別に、行政的な目的を持ってこの事業を推進したというふうなところは、私どもは考えておりますし、またこの後、住民さんの意見は当然そういうものがございますけれども、向出議員さんとしてどうこの事業をお考えいただいているのかも参考に教えていただければありがたいと思います。

それとあと、契約書でございますが、上層部のほうと協議しまして、公開について協議し

てお答えさせていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

住民の方の意見が全てではもちろんないんですけども、先ほどの道の拡張のことばかり言って申しわけないんですが、ちょっとそれは落ち度があったということなんで、実際に。そこはもう少しいろんな方の意見、目があれば防げたのではということから、この質問をさせていただきます。

それから、デイサービスの民営化の事業についてということで、ちょっと参考までにとありました。一応確認しておきたいんですけども、何度か議会の中で、こちらに対しての見解を求める発言をされるんですけども、本来は、行政当局にはそのような権限はないと思うんです、ルール上ですけども。あくまでも反問する場合は、質問の内容、意図がよくわからなかったと、だから聞き直すということはわかるんですけども、余りそれをされますとちょっとこちらもそれで時間をとられるとか、ちょっと趣旨が違いますので、ちょっとそこはお願いしておきたいんですけども。

デイサービスの民営化について言いますと、以前から御承知だと思うんですけども、一番問題なのは民営化したかどうかというよりは、サービスが本当に住民、利用者の方にニーズに合った形できちっとサービスされるかがもちろん大事なんですけども、ただ、以前もお話があったように、一般会計から赤字があって、100万もしくはその前は50万円の補填をしていたという中で、やはり民間に投げたらなかなか経営が難しくなるんじゃないか、サービスがどうしても難しくなるんじゃないかという懸念を持っているというのが見解なんです。あくまで事業を進めている中ですから、よりよいものに仕上げていくということは、別にそれでいいと思うんですけども、そういう見解を持っているということで御理解をいただきたいと思います。

それから、次の三点目の質問に移りたいと思います。

くみ取り業務の改善についてです。し尿のくみ取りについてです。住民の方、実際トラブルがあったという件をお聞きしたのと、ちょっと住民の方からもいろいろ要望いただいていることがありまして、ちょっと取り上げさせていただきたいんですが、ただ、個々の問題については事実確認であるとか、いろいろ住民の方の意向もありますから、ここでは一般的な業務の改善についてちょっとお聞きをしたいということで質問させていただきます。

1つ目に、くみ取りの業者の選定、その仕組みについてなんですけれども、今、実際の

ように決められているのか。例えば業者を変えたいとなっても変えられるのか、すぐに。そういうことも含めてどうなっているのか、ちょっと答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めにくみ取り業務につきましては、相楽郡広域事務組合が相楽管内のし尿処理事務を担当しておりまして、し尿処理運搬業務につきましては、広域事務組合で確認させていただいておりますので、その内容でお答えさせていただきますのでよろしく申し上げます。

それでは、くみ取り業者の選定についてでございますけれども、相楽郡広域事務組合に各事業者ごとに毎年、し尿処理業務受託申請書が提出されます。この申請内容を広域事務組合で審査を行いまして後、市町村の意見を聞いて、相楽管内全市町村が適正と判断すれば相楽郡広域事務組合との委託契約が締結され、受託事業者として相楽管内のし尿の運搬・収集業務に当たる事業者となっております。現在、5業者が受託・委託契約が締結されておりまして、笠置町では、そのうち2業者がし尿の運搬業務に当たっております。

次に、その分担といいますか、収集業者を変えることはできるかということでございますけれども、これは各市町村の分担におきましては、各業者におきまして収集エリアが決められておりまして、さかのぼることといいますか、このし尿処理が始まった昭和40年ごろに収集運搬をしてもらっていたその業者が、そのまま今のエリアを担当して収集運搬を行っているようでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

そうしますと、業者を変えるのはちょっと簡単にはいかないということだと思っておりますけれども、その点についてはちょっとまた改善、広域事務組合のほうとも私もちょっと話をしときたいと思っております。

それで、2点目の問題なんですけれども、業者が正当な契約を履行していない、正当な業務を行っていない場合の対応についてなんですけれども、例えば今回トラブルあった方のお話の中で、相手業者さんには注意したというふうにはお聞きしているんですけれども、例えばこういう場合には文書注意をすとか、こういう場合には業者とちゃんと話し合いをもって対処すとか、そういう取り決めというのは契約上あるんでしょうか。例えばどういう対応をするかは、あくまで行政側の判断で変わってくるそういうふうなものなのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

くみ取り業者の違約等の対応についてあくまでも契約上どうなっているかということでございますけれども、相楽郡広域事務組合とし尿処理運搬業者で交わされています委託契約書によりますと、違約等としての対応につきましては、委託契約書第8条に記載されております契約の解除の項目がそれに当たるかと思えます。

簡単に第8条を説明させていただきますと、廃掃法の関係法令に違反したとき、受託業務遂行に設備、機材人材等欠いたとき、受託業務をみずから処理しなかったとき、市町村民から手数料並びに金品を徴収したとき、木津川市及び相楽郡以外のし尿を処理場に搬入したとき、正当な理由なくして甲の、これは広域事務組合ですけれども、指導監督に従わなかったときは契約を解除することができるかとあります。こういった中身で違約があったときの対応はこのようにされております。

今回の指導につきまして、その後の指導につきましては、特に定めはないと聞いておるんですが、そういったことを状況確認しましたら、現状を確認し、まずは口頭での指導、再発防止のないよう指導するというように聞いておりますし、今回もそのような対応をしたということで報告を受けております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

ちょっと1件、実際のトラブルの話なので、事実確認の問題も含めてありますから、余り細かくはこれ以上できにくいんですけれども、1点確認したいんですけれども、今回のトラブルの中身はかなり悪質なものだとお聞きをしているんですけれども、その場合でも口頭の注意というのは正直記録に残りませんから、ぜひ、できる限り文書注意という形で記録の残る形での指導、注意というものを検討していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それから、くみ取り料の支払いの方法の改善についてなんですけれども、現在はくみ取り券で支払うという形になっています。これはなかなか難しい話で実際問題としてなんですけれども、サラリーマンの方であるとかですとなかなか支払いが難しく、例えばポストに入れるような支払いの仕方をされている方も実際お聞きはしているんですけれども、やはりお金と同じですから、こういう払いは危険だと。だけれども、そういう方法をとらないとなかなか払うことができないという形で、結構実際はされているらしいんですけれども。それで、

ぜひ支払い方法について、振り込みまたは引き落とし、それが難しい場合でも納付書の形にするというような支払い方法の改善をお願いしたいんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

くみ取り料の支払い方法についてなんですけれども、くみ取り料の支払方法を振り込みや引き落としに改善できないかということですが、現在はくみ取り券を買っていただいて、くみ取りが完了してからその代金であるくみ取り券をお支払いいただいておりますので、くみ取り料金が支払われなかったということは、ほぼございません。一方、納付書等による振り込みや口座引き落とし等になりますと、未納が出てくるのが予想されます。未納がありますと、督促処理や滞納処理など収集、徴収業務が当然必要になってまいります。事務的処理の増加も見込まれることとなります。また、現場の収集業務にも支障を来すことが懸念されます。このようなことから現在、組合では支払い方法の変更は特に考えていないということでもございました。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

確かにそうした未納の可能性というのを考えられるというのは理解できるんですけれども、複雑な支払方法になりますけれども、今のように例えば支払わなければいけないという形になっているという仕組みを残したまま何とか改善できないかと。要するに、現金そのものじゃなくて、ちょっと複雑な話になりますけれども、一回検討いただきたいと。未納の話はありますけれども、トラブルのほうが多い、やはり危険があるということで考えていただきたいなと思うんです。

それから、最後の質問になりますけれども、くみ取りの明細についてなんですけれども、皆さんの中で実際くみ取り料の明細が明確にないので、本当にどれぐらい取られているかわからないという声がありますので、明細を発行すべきじゃないかというふうに思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。くみ取り料の明細につきましてですけれども、くみ取りの実施に当たっては、現在、立ち会いをお願いしているところでございます。くみ取りの開始と終わりにゲージを確認してもらうことによりまして、くみ取り料の確認を

お願いしていると。そういった点から明細等は不要ということになっているようでございます。明細の発行につきましては、何度か、組合のほうでも検討されておりまして、その試算等はされているようでございますけれども、計量メーターをトラックに装着した場合、1台当たり費用が数百万ほどかかるようでございます。そういった点からも、明細書の発行は現在考えていないというようなことでもございました。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

くみ取り業務については、基本的にほとんど改善していただけないという中身の答弁でしたけれども、結構この問題に対しての不満や意見が結構聞かれますので、ぜひ再度検討していただいて改善を求めて、私の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 2番議員、向出健君の一般質問を終わりました。

これで、一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成27年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 瀧 口 一 弥

署名議員 西 岡 良 祐